

高崎市高齢者安心プラン

平成25年度事業進捗状況

～ 目 次 ～

頁

【施策1】 高齢者の生きがいづくり・社会参加促進プラン(9事業)

- (1) 高齢者の社会参加への支援 1
 - ① 長寿センターの多面的活用、② 生涯学習・文化・スポーツ活動の支援、③ 長寿会活動への支援
- (2) 高齢者のボランティア活動への参加支援 2
 - ① ボランティア情報の提供、② ボランティアポイント制度導入の検討
- (3) 高齢者の就労への支援 2
 - ① シルバー人材センターの充実、② 就業相談の充実
- (4) 敬老への取り組み 2
 - ① 地域ごとの敬老事業への支援、② 敬老祝金

【施策2】 介護予防・自立支援推進プラン(12事業)

- (1) 介護予防事業対象者の把握 3
 - ① 二次予防事業対象者の把握、② 二次予防事業対象者への働きかけの強化
- (2) 介護予防事業の強化 4
 - ① いきいき運動教室(運動器機能向上)、② さわやか元気教室(閉じこもり予防)、③ 口腔機能向上・栄養改善
 - ④ 地域ぐるみの介護予防事業の推進
- (3) 介護予防サポーターの養成と活動支援 4
 - ① 介護予防サポーターの養成、② 介護予防サポーターの活動支援(拠点整備)
- (4) 高齢者サロンへの支援 5
 - ① 高齢者サロンへの講師派遣、② 活動運営費への支援、③ 運営者への支援、
 - ④ 常設型高齢者サロンに向けた取り組み

【施策3】 地域包括ケア体制推進プラン(24事業)

- (1) 地域包括支援センターの機能強化 5
 - ① 地域包括支援センターの広報活動の強化、② 社会資源の把握機能の強化、③ 高齢者ニーズの把握機能の強化
 - ④ 地域における調整機能の強化、⑤ 在宅介護支援センターとの適切な連携、
 - ⑥ 地域包括支援センターの運営方法の検討
- (2) 地域との協働に向けた仕組みづくり 7
 - ① 高齢者安心生活支援計画の策定、② 地域たすけあい会議の開催、③ 関係機関とのネットワークづくりの推進
- (3) 地域福祉の実現 8
 - ① 地域福祉計画の推進、② 社会福祉協議会活動との連携、③ 民生委員との協働、④ 世代間交流と福祉意識の高揚
- (4) 医療との連携強化 9
 - ① 医療ニーズに対応した介護サービスの充実、② 医療と介護のネットワークの構築、
 - ③ かかりつけ医と介護支援専門員との連携
- (5) 権利擁護の取り組みの充実 10
 - ① 権利擁護相談・支援の充実、② 成年後見制度の利用促進、③ 市民後見人の養成に向けた検討、
 - ④ 日常生活自立支援事業の利用支援
- (6) 高齢者虐待防止への取り組み 11
 - ① 虐待予防の普及啓発、② 虐待対応力の向上、③ 虐待防止ネットワークの構築、
 - ④ 施設従事者等による虐待防止に向けた取り組み

【施策4】 安心生活環境充実プラン(23事業)	頁
(1)ひとり暮らし高齢者等への支援	12
①高齢者社会参加促進事業、②安心連絡メモの普及、③高齢者のみの世帯への支援、④孤独死ゼロ運動の推進	
(2)在宅生活支援及び介護者支援	13
①在宅福祉サービス(市独自サービス)、②特別給付(短期入所サービス費)、③低所得者等への支援	
④介護者支援の充実	
(3)買い物困難者等への支援	13
①買い物困難者等の実態把握、②移動手段の確保による支援策、③宅配や移動販売による支援策	
(4)災害時支援体制の整備	14
①地域主体の災害時避難支援体制づくりの推進、②地域の防災活動の強化、③福祉避難所の整備に向けた検討	
(5)消費者保護・交通安全対策の推進	15
①消費者保護の推進、②交通安全対策の推進	
(6)高齢者の住まいの確保と住環境の整備	16
①市営住宅のバリアフリー化、②高齢者福祉施設の確保、③サービス付き高齢者向け住宅の普及	
④質の高い有料老人ホームの確保、⑤高齢者の住宅のバリアフリー化、⑥高齢者にやさしいまちづくりの推進	
(7)介護予防・日常生活支援総合事業の導入	17
①導入に向けた検討	
【施策5】 認知症高齢者の安心生活支援プラン(12事業)	
(1)認知機能低下抑制事業の充実	17
①ひらめきウォーキング教室の推進、②高崎ひらめき市歌体操の普及啓発	
(2)早期発見と相談対応体制の充実	18
①認知症サポート医・かかりつけ医との連携、②認知症疾患医療センターとの連携、③地域支援推進員の配置	
④家族への支援、⑤若年性認知症に対する理解の促進	
(3)地域による見守り支援体制の充実	18
①認知症サポーターの養成、②みまもり・あんしん認知症ガイドブックの活用、③見守り・安心ネットワークの充実	
④オレンジボランティアの養成、⑤認知症にやさしいまちづくり推進協議会	
【施策6】 介護給付適正化等推進プラン(17事業)	
(1)広報・情報提供の充実	19
①制度に関する広報活動の充実、②介護サービスに関する情報の提供	
(2)介護給付の適正化の充実強化	20
①介護給付適正化計画の推進、②要介護認定の適正化、③ケアプランの点検強化、④住宅改修等の点検強化	
⑤給付実績の点検強化、⑥介護保険給付費明細書の送付	
(3)事業者支援・指導体制の充実	21
①地域密着型サービス事業所の指定、②施設・居宅サービス事業所の指定、	
③介護サービス事業者等への指導監査	
(4)介護サービスの質の向上	22
①運営推進会議への取り組み、②介護相談員の派遣、③事故報告の徹底、	
④介護支援専門員・介護職員の質の向上、⑤介護職員の人材確保、⑥苦情等解決体制の充実	
【施策7】 特別養護老人ホーム等施設整備プラン(5事業)	
(1)特別養護老人ホーム等の施設整備計画	24
①介護保険3施設等の整備計画、②認知症高齢者グループホーム、③特定施設	
(2)施設整備等に伴う目標設定	24
①重度者における施設入所の推進、②介護保険施設等のユニット化の推進	

『高崎市高齢者安心プラン』事業評価シート 項目説明及び記入事項

ア)		イ)	ウ)	エ)		オ)	カ)
＜施策の中柱の見出し＞		事業目標	平成25年度事業実施 内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A～D)		評価コメント (課題 等)	今後の計画または方針
				(24)	25		平成26年度
＜事業通 し番号＞	＜プラン 掲載頁＞	＜事業名＞					

ア) 上段()番号は＜施策の中柱の見出し＞。下段の左の数字は高齢者安心プランに掲載している102事業の＜事業通し番号＞・高齢者安心プラン＜掲載ページ＞・○番号は＜事業名＞。

イ) 高齢者安心プランに掲載されている事業の3年間の目標。(計画書の四角い枠のなかに記載されているもの)
※目標を達成に向け事業を推進。

ウ) 平成25年度に上記イ)の目標を達成するために実施した事業の内容や実績値等。
()内は平成25年度終了時点の目標達成率。(目標達成率の記載が困難な場合は記載なし)

エ) 平成24年度・平成25年度の事業実施内容についての評価: 次のA～Dにより記入。…(事業担当課による自己評価)
A : 計画どおり進めている。
B : 計画に沿って進めているが、多少課題がある。
C : 計画どおり事業を進めているが、課題が多く事業を進めることが困難な状況である。
D : 未実施

オ) 平成25年度について、エ)欄の評価とした具体的な理由(事業を推進するうえでの課題や未実施の理由等)…(事業担当課記入)

カ) イ)の目標を達成していくための、平成26年度において目標とする具体的な数値または方針…(事業担当課記入)

【施策1】 高齢者の生きがいづくり・社会参加促進プラン…9事業

(1)高齢者の社会参加への支援		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針		
				(24)	25		平成26年度		
1	P32	①長寿センターの多面的活用	ア)気軽に利用できる魅力ある施設づくり	<企画> 各長寿センターで、健康相談、介護予防教室、運動機能教室などを実施。 ア)60%、イ)80%、ウ)0%	(B)	B	長寿センター利用に関するアンケートを実施。	施設修繕費を確保し、環境を整え、魅力ある施設づくりに努める。	
			イ)介護予防の拠点としての機能拡充		(B)	B	直営長寿センターで、一般高齢者向けの教室(元気づくりステーション)を開催。	指定管理長寿センターにおいても元気づくりステーションを実施する。	
			ウ)世代間交流交流の場など地域に開かれた施設づくりに取り組む		(D)	D	世代間交流といった視点からの検討は行わなかった。	上記ア)・イ)の目標を優先しながら、世代間交流を視野に入れた事業を検討する。	
2	P33	②生涯学習・文化・スポーツ活動の支援	【中央公民館】 すべての公民館44館で高齢者を含めた成人対象のサークル活動の場の提供とともに、講座・教室を開催した。また、11館では高齢者のみを対象とした高齢者教室、熟年教室、長寿セミナー、寿大学、60歳からの健康講座等を実施した。	(B)	A	健康、介護、交通安全、消費生活等の内容を踏まえた講座・教室を開催し、高齢者が地域で生き生きとした生活がおくれるよう支援した。	地域で生き生きと生活し、生きがいを持って社会参加ができるような講座・教室を開催する。		
			【スポーツ課】 京目グラウンドゴルフ場、天然芝の城東グラウンドゴルフ場の開設。菊地サッカー・ラグビー場をグラウンドゴルフにも開放。 市民スポーツフェスティバルや市民レクリエーション大会、観音だるまマーチなど、高齢者をはじめ世代を問わず参加できるイベントを開催。	(B)	A	イベントの集客力のアップとそのためPR強化。 効果的な事業推進には長寿社会課や健康課など関連部署との横の連携が必要と思われる。	スポーツ推進委員関東研修会の群馬県開催によりスポーツの普及・進捗を担う委員の指導力強化を図る。		
			【文化課】 *おおむね60歳以上の出演者を市民から公募し、箕郷中演劇部の生徒とコラボで市民演劇を開催した。(出演者35人、観覧者478人)。	(A)	A	今回で4回目となるが、会場となる箕郷文化会館が満席となり、立見席も完売となった。	広報等により出演者を募集し、地域に根ざした手作りの住民参加型演劇として根付いた感がある。今後も継続して開催したい。		
			<企画> *社会大学受講者 58名 *社会大学院受講者 32名 (80%)	(B)	B	高齢者福祉部門で社会大学・大学院(教養講座)のメニューを充実させていくことには限界がある。	市民の4人に1人が高齢者となることから、市民の「教養」の場の充実という視点で、「社会大学」のあり方についての見直しが必要である。		
3	P34	③長寿会活動への支援	ア)長寿会の活性化に向けた長寿会の自らの取り組みに支援を行う。	<企画> ①長寿会数 318(H24:325、H23:337) ②会員数 19,209人(H24:19,953人、H23:21,024人) ③単位長寿会への補助額 18,268千円(18,922千円、H23:19,658千円) ④長寿会連合会への補助額 31,270千円(H24:30,570千円、H23:30,174千円) (80%)	(B)	B	長寿会及び長寿会連合会に対する運営費補助は行っているが、会員数は減少傾向にある。	単位長寿会及び長寿会連合会の運営費補助を継続。	
			イ)市への提出書類の簡易化		<企画> 単位長寿会補助金申請書の更なる簡素化を図った。(100%)	(A)	A	平成25年度の実績報告書から補助金関連書類の簡素化を図った。	書類を簡素化し、長寿会役員の負担を軽減する。
			ウ)長寿会会員が地域高齢者を支えるネットワークの一員として活動できるよう、働きかけを行う。		<企画> 買い物代行事業のボランティア募集の際に、一部長寿会(若手会員が多いところ)に働きかけた。(5%)	(D)	C	買い物代行の働きかけを行ったが、ほとんど手が挙がらなかった。活動しやすいメニューを検討する必要がある。	地域包括ケアシステムにおける長寿会の役割を提案する。

(2)高齢者のボランティア活動への参加支援			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
					(24)	25		平成26年度	
4	P35	①ボランティア情報の提供	・ボランティアセンターを設置している社会福祉協議会と連携を図り、高齢者のボランティア活動に資する情報発信・提供に取り組む。	【地域行政課】 市民公益活動団体(NPO法人やボランティア団体)の活動に関心を持つシニア世代には、市内で活動する団体とも連携を図りながら情報提供を行った。また、市にボランティア登録をしているシニア世代には、高崎マーチングフェスティバルなどの運営ボランティアを紹介した。そのほか、個人で活動したいと考える方には、社会福祉協議会が運営する高崎市ボランティアセンターを紹介した。	(B)	B	ボランティア活動をしたいと相談に来られたシニア世代には、必要な情報を迅速に提供できつつある。ただ、ボランティアを通じて生きがいづくりや社会参加をしたいと考えているシニア世代はまだまだまだ多くいると思われる。今後もより多くの人に情報を提供していくことが課題である。	シニア世代で、ボランティア活動に興味があっても、全く情報がないという方はまだまだ多いと考えられる。その方々をボランティアに結びつけるために、今後も市民公益活動促進センターの積極的な周知を図る。また、フェスティバルなどのイベントを通じ、まだ関心の薄い方にもボランティア活動に触れ合う機会を提供する。また、市内で活動する市民公益活動団体や、他市町村も含む各関係機関と連携を図り多様なニーズに対応できる情報を収集、発信していく。	
5	P35	②ボランティアポイント制度導入の検討	・高齢者のボランティア活動参加のきっかけづくりや、高齢者自身の介護予防につながるようなボランティアポイント制度の導入に向けた検討を行う。	<企画> 実施せず	(C)	D	平成24年度の検討では、何もしていない人に介護予防を意識してもらうことへの取り組みが必要ということであったため、制度の検討は実施しなかった。	新しい地域支援事業のなかで検討する。	
(3)高齢者の就労への支援			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
					(24)	25		平成26年度	
6	P36	①シルバー人材センターの充実	・シルバー人材センターが、就業職種の拡大や会員数の増加とともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会の確保・提供ができるよう引き続き支援する。	<企画> シルバー人材センター補助 36,720千円 ※ちょこっと助け隊 263件(688時間) (80%)	(B)	C	引き続き運営補助を行っているが、超高齢社会におけるシルバーの役割の重要性を認識してもらえるような働きかけまでは行っていない。	平成26年度からは、シルバーの事務費率を上げており、経営努力強化を促すとともに、超高齢社会における役割を再認識していただけるよう働きかけていく。	
7	P36	②就業相談の充実	・市内のハローワークや県シニア就業支援センターなどと連携を図り、相談体制を充実させる。	【産業政策課】 週2日、就業相談員を配置し、訓練施設や支援機関について案内を行っている。 60代の相談件数 2件 (うち1件は、子どもについての相談)	(B)	C	相談内容は、就職の問題、労務関係、労働問題等多岐にわたり専門性が高いため、相談があっても解決に至ることができず、関係機関を案内するのみである。	体制を見直し、相談員を配置せず職員で対応することとなり、支援制度、支援機関の紹介は可能と考えるが、専門性の高い問題を解決することはできず、現状と同様に専門機関の案内に努めることとなる。	
(4)敬老への取り組み			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
					(24)	25		平成26年度	
8	P37	①地域ごとの敬老事業への支援	・各地域で効果的に敬老事業が実施できるよう、各地域の取り組み事例を紹介するなどの情報提供を行う。	<企画> ・敬老事業 旧高崎地域 45,997,500円、倉渕地域 1,416,000円、箕郷地域 3,517,500円、群馬地域 6,004,500円、新町地域 2,775,000円、榛名地域 4,951,500円、吉井地域 5,245,500円 ・区長会常任理事宛に敬老事業に関するアンケート実施	(B)	B	区長会常任理事を対象にアンケート調査したところ、現行の形態での事業継続要望がほとんどであった。	地域づくりの一環として敬老事業を位置づけ、地域のつながりを強めていただけるよう、支援を行う。	
9	P37	②敬老祝金	ア)市民全体で高齢者を敬い、長寿を祝い慶び合える社会を目指す。	<企画> 100歳以上:201人、95歳:395人、90歳:1,040人、85歳:2,150人、80歳:3,172人 敬老祝金総額 84,062千円 (100%)	(A)	A	敬老祝金は直接お渡ししており、多くの高齢者状況を直接知る機会にもなっている。	平成26年度から見直した形で支給。	
			イ)財政状況や他市の状況を踏まえ、見直しについて検討を行う。	<企画> 平成26年度から支給区分及び支給金額見直し<101歳以上:50,000円><100歳:70,000円><88歳:25,000円>(80%)	(D)	B	介護保険運営協議会に意見を求めることなく見直しを行った。(平成10年度から現行の形であった)		

【施策2】 介護予防・自立支援推進プラン…12事業

(1)介護予防事業対象者の把握		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
10	P38	①二次予防事業対象者の把握	ア)日常生活圏域ごとの課題を把握し、介護予防事業に反映させる。	<p><予防> 「生活元気度チェック表」送付対象者67,840人 回答者数55,801人(回答率 82.3%) 平成24年度と同様に、国規定の25問に加え、市の独自設問16問を加えて実施。 日常生活圏域ごとの課題を把握するために、日常生活圏域および小学校区ごとに結果を集計した。 【結果】二次予防事業対象者出現率 第1位:10圏域 第2位:14圏域 第3位:1圏域 また、日常生活圏域(小学校区)ごとの地図を用いて在宅介護支援センター、地域包括支援センターとの情報交換および次年度の事業検討を行った。</p>	(B)	B	回収率は高く、集計分析データは出来た。しかしこの集計結果から、圏域別の課題を把握することはいまだ充分ではない。	平成25年度の結果を地域ケア会議等の資料として活用する。 国の「見える化事業」との事業のすり合わせを行う必要がある。
			イ)回答者に対し個人結果表を送付し、健康に対する意識を高める。	<p><予防> 回答者全員(死亡者等を除く)に個人結果表を送付した。送付件数 55,758件 結果票に対する問い合わせや相談は比較的元気な人が多かったが、希望者や、支援が必要と思われる人には保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問し、助言・指導を行った。</p>	(B)	B	アンケート用紙を高齢者にわかりやすくしたことにより、調査や結果郵送後の問い合わせは昨年より減少した。	上記同様
			ウ)回答がない高齢者への訪問による再調査により、支援を要する高齢者を把握する。	<p><予防> より効果的に実施できるよう、元気な可能性が高いと思われる所得情報がある人を対象者から除外し、市内の在宅介護支援センターに委託して実施した。 平成25年度実績 ・訪問対象者7,046人 ・訪問実績1,011人 【内訳】・二次予防事業対象者 384人 ・関係機関に連絡 43人 ・要定期訪問 48人 ・問題なし 534人 ・その他108人 ※内訳の合計=総数になっていない理由は、複数に該当している人がいるため</p>	(D)	B	平成25年度より実施。 今後も継続実施とする。	上記同様
11	P39	②二次予防事業対象者への働きかけの強化	ア)二次予防対象者への訪問により、介護予防教室や高齢者サロンへの参加を促す。	<p><予防> いきいき運動教室・さわやか元気教室・ひらめきウォーキング教室の開催時に、必要に応じて(参加希望者が少ない場合など)委託先である在宅介護支援センター等に二次予防事業対象者の名簿を提供し、訪問による参加を促した。</p>	(B)	B	参加を促しても、参加に結びつかず、開催できない事業もあった。	継続実施
			イ)高齢者サロンなどへの参加が困難な二次予防対象者については、「地域たすけあい会議」で関係者間で情報共有し、きめ細かな支援を行う。	<p><包括> ・二次予防事業対象者のうち7項目以上に該当し、かつ同居者は高齢者(65歳以上)のみの世帯2760人のうち、地域包括職員が1385人に対する訪問活動を行った(50.2%) ・訪問時には、地域包括支援センターのリーフレットを手渡し、何か困ったことがあったとき相談するよう周知した。また、必要な人には、地域のサロンを紹介した。</p>	(B)	B	訪問時期が7月から翌年2月までであり、多くが訪問時には、地域の介護予防教室が開催されていないため、集団の教室へつなげることは難しい。心配な高齢者は民生委員、在支と連携し、サロンへの参加を促したり、継続して訪問を実施した。	引き続き二次予防事業対象者への訪問活動を通じ、サロンや元気づくりステーションへの参加を促したり、集団への参加が難しい場合は、訪問を通じて支援を行なっていく。
				<p><包括> ・たすけあい会議等で閉じこもりがちな高齢者に関する情報を収集し、民生委員さんと一緒に訪問活動を実施。</p>	(B)	A	民生、在支、包括で高齢者の見守りができた。	地域包括職員が民生委員と連携し、定期的な訪問を行うことで信頼関係を構築しながら、支援していく。

(2)介護予防事業の強化			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
12	P39	①いきいき運動教室 (運動器機能向上)	ア)行政等が対象者宅へ直接訪問し、参加を促す。 イ)教室終了後も地域で運動が続けられるような機会づくりを行います。	<予防> 開催箇所27ヶ所(送迎あり15ヶ所、送迎なし12ヶ所)参加者数(実)535人(延)6,161人 自主グループへの移行4ヶ所 平成24年度より運動の習慣化を図るため、新たに運動ノートを作成して実施した。在宅介護支援センター職員による訪問活動でも参加者を募った。教室終了後も自主グループ等に移行して活動ができるように、教室開始当初より、参加者同士の交流を図るとともに、継続的・段階的に自主グループ化への声かけを行った。	(A)	B	送迎ありの会場では、地域での自主グループ化は難しいため、今後は、少人数での地区公民館等での開催を促し、自主グループ化を支援する。	送迎無し16会場 送迎有り16会場 開催予定
13	P40	②さわやか元気教室 (閉じこもり予防)	高齢者サロンがない地域を中心に教室を開催するとともに、教室終了後は高齢者サロンへの移行支援を行う。	<予防> 開催箇所2ヶ所 参加者数(実)40人(延)288人うち、サロンへの移行1ヶ所 ふれあいいきいきサロンの設置が進み、開催希望地域が減っている。教室開催数は減少傾向にある。	(B)	B	市内全域の町内公民館数は、445ヶ所。そのうちサロン数は、271ヶ所であるため、必要性のある場所で引き続き設置を検討する。	3ヶ所予定
14	P40	③口腔機能向上・栄養改善	より多くの高齢者に「口腔」や「栄養」相談や支援が行えるよう取り組む。	<予防> ・訪問件数 栄養:(実)97人(延)194人 口腔:(実)479人(延)693人 ・介護予防講演会 4ヶ所、参加者126人 保健センター(榛名倉淵・吉井) 長寿センター(群馬 新町) ・元気づくりステーションで講話の実施	(B)	B	訪問対象者は、虚弱な高齢者が多く、閉じこもりがちである。個別訪問時に長寿センター等の体操事業なども紹介する。	継続実施
15	P41	④地域ぐるみの介護 予防事業の推進	長寿センターなどを拠点とし、地域ぐるみで自発的に介護予防に取り組めるよう支援する。	<予防> 元気づくりステーションの開催 長寿センター(佐野 六郷 片岡 京が島 中川 岩鼻 八幡 箕輪城) シルバーセンター 9会場 195回 延4,375人	(B)	B	いきいき運動教室等の卒業生が長寿センターの元気づくりステーションに参加するなど地域の介護予防の拠点として活発化している。参加希望者が増加し、新規の参加者が入れないといった課題も生じている。	継続実施
(3)介護予防サポーターの 養成と活動支援			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画(今後の方針)
					(24)	25		平成25年度
16	P41	①介護予防サポーターの養成	ア)サポーターの数が少ない地域に養成講座の周知を強化する。 イ)フォローアップ研修の参加率を高めるため、地域ごとに研修を行う。	<予防> 受講者数 初級107人・中級88人・上級40人 登録者数 439人(26年3月現在) 介護予防サポーターの人数や男性が少ない圏域に個人通知を行った。介護予防フェスティバルの開催協力のため、圏域ごとの会議や連絡網の作成を行った。 <予防> 本庁で1回、その他支所地域で1~2回実施。 鬼石筋トレ3回 166人 レク2回 136人 ロコモ 2回 135人	(B)	B	圏域ごとの会議をすることで、サポーターの連帯感や協力体制が築かれつつある。リーダーが生まれたところでは、自主的な活動が開始されている。しかし、いまだサポーターがいない地区もある。 新たにロコモの研修会を加え、介護予防の知識普及に努めた。 引き続き研修参加しやすい環境をつくるため、本庁以外の地域での開催も計画していく。	介護予防サポーターのいない地区や66歳到達者に介護予防サポーターの案内通知を出し、参加を促す。 継続実施
17	P42	②介護予防サポーターの活動支援(拠点整備)	ア)介護予防サポーターが地域で活動できるよう、日常生活圏域ごとに活動拠点を整備する。 イ)拠点を中心に、介護予防サポーター同士の情報交換等が行えるよう支援する。 ウ)介護予防サポーターの自主的な地域活動を支援する。	<予防> 介護予防サポーターの圏域会議を地域の拠点を会場として開催した。(長寿センター等) 会議の議題としては、介護予防フェスティバルの圏域ごとの発表内容を検討したり、役割分担を行いフェスティバルのスタッフとして活躍した。また、地域の情報交換や、自主的な活動を開催していくことが出来ている地区もある。	(B)	B	自主的な活動が活発に行われている圏域と支援が必要な圏域と分かれる。支援を出来る限り実施していく。	圏域ごとの介護予防サポーターの活動を支援していく。

(4)高齢者サロンへの支援			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
18	P42	①高齢者サロンへの講師派遣	・高齢者サロンの意向に沿える体制整備と講座内容の充実を図る。	<予防> サロン数:271ヶ所 講師派遣数 運動:177回 口腔:125回 栄養:141回 認知症とうつ:131回	(B)	B	派遣希望が多くなり、講師が不足する可能性がある。 今後の派遣事業の開催方法について検討する必要がある。	昨年同様に実施するが、新たな方法について検討する。
19	P43	②活動運営費への支援	・すべての町内会にサロンが設置されるよう、また、サロン開催回数が増加につながるよう、運営費に対する市からの助成を検討する。	<企画><予防> 新規助成開始 1サロンあたり8,000円 H25年実績 284サロン 助成額:2,272,000円(100%)	(C)	A	平成25年度から市として1サロンあたり8,000円の助成を開始した。	助成を継続
20	P43	③運営者への支援	ア)サロン運営者を対象とした研修会開催等によりサロン活動への支援を行う。	<予防> 3回 339人(同じ内容を3日間実施) 講義:生活の中での介護予防 実技:レベル別レクリエーション	(A)	B	上記同様	継続実施
			イ)高齢者サロンがない町内にサロンが設置されるよう、関係者への働きかけを行う。	<予防> サロンへの移行を目的に実施しているさわやか元気教室を通して、地域へ働きかけた。	(B)	B	区長の介護予防事業への理解を促す働きかけを地域ケア会議等において実施する。	地域ケア会議での介護予防事業の働きかけを実施する。
			ウ)介護予防サポーターがサロン活動に積極的に取り組めるようにする。	<予防> 「施策2(3)②介護予防サポーターの活動支援(拠点整備)のウ)」に記載のとおり。	(B)	B	左記同様	左記同様
21	P44	④常設型高齢者サロンに向けた取り組み	・常設型高齢者サロンのあり方について介護保険運営協議会などで検討する。	<企画><予防> 検討を行わなかった。 (0%)	(D)	D	高齢者の居場所として、常設型サロンの必要性もあるが、既存のふれあいいきいきサロンとの棲み分けや、財政的な面も含めた持続可能な支援方法などについて検討していく。	次期介護保険制度改正の枠組みのなかで、そのあり方や支援方法について整理する。

【施策3】地域包括ケア体制推進プラン…24事業

(1)地域包括支援センターの機能強化			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
22	P45	①地域包括支援センターの広報活動の強化	ア)「地域包括支援センター便り」の発行に向けた検討をする。	<包括> 生活元気度チェック表の結果通知の案内に地域包括支援センターの連絡先を掲載した。	(D)	B	「便り」ではなく、二次予防事業対象者へ向けた周知が出来た。	「便り」の必要性を再検討する。
			イ)高齢者が日常的に立ち寄る場所への訪問活動を通じ、地域包括支援センターを広報し、高齢者の情報提供などを求めていく。	<包括> ・医療機関(もの忘れ相談医:83カ所)の窓口に地域包括の周知チラシを配布。 ・地域包括職員がサロン(21カ所)に参加し、サロン運営者や参加者に対する周知活動を実施。	(B)	B	・高齢者と日常的に関わる店舗等への周知をどのように行っていくのか。 ・また、町内のキーパーソンである町内会長(区長)への浸透が課題となっている。	・コンビニやスーパー、郵便局、金融機関等を地域包括職員が定期的に訪問を行い、これらの事業者と顔と顔が見える関係を構築していく。 ・小学校区の区長定例会に参加し、地域包括のPRを行う。
			ウ)地域包括支援センターや日常生活圏域について、親しみやすい名称を検討する。	<包括> ・地域包括名称 地域包括支援センター運営協議会において「地域包括支援センターの名称について」検討を実施。今後も継続的に協議を行うことになった。 ・圏域名称 検討を行っていない。	(C)	C	・地域包括の名称がようやく認知されてきたため、時期尚早ではないかという意見があった。 ・圏域名が数字であることわかりずらさがある。ただ、圏域内の地域名が混在するため、ひとつにしぼる難しさがある。	・圏域の分け方を検討するため、地域包括支援センター運営協議会、介護保険運営協議会で提案を行っていく。
23	P46	②社会資源の把握機能の強化	・日常生活圏域ごとに「社会資源マップ・リスト」づくりに取り組む。	<包括> 地域診断シートを作成し、社会資源のリストが作成できた。	(C)	C	今後は社会資源の情報を更新していく必要がある。	おしごとナビの地理情報の活用を検討する。

(続)(1)地域包括支援センターの機能強化		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
24	P46	③高齢者ニーズの把握機能の強化	ア)潜在的な高齢者ニーズの把握に努める。	<包括> 民生委員との地域たすけあい会議・在宅介護支援センターとの連携会議を、圏域ごとに実施することで、支援が必要な高齢者の早期発見と早期介入に結び付けている。	(B)	B	支援が必要な高齢者が潜在的にいることを常に意識しながら実態把握を行っていく必要がある(漏れない把握と漏れない支援)。	引き続き、地域たすけあい会議を通じた民生委員との連携や在宅介護支援センターとの連携会議を通じた情報収集を通じ、二次予防事業対象者への訪問活動など、地域からの情報収集個別の情報把握をあわせていく。
			イ)地域包括支援センターの夜間・土日祝日の緊急時の連絡体制の整理・周知を図る。	<包括> 夜間、土日休日の緊急時の地域包括支援センターへの連絡体制の整備及び、在宅介護支援センターへ休日夜間の緊急時の対応について委託を実施。	(B)	B	宿直経由で警察や民生委員等からの要請に対応することが増えている。	たすけあい会議等を通じて、緊急時の連絡方法等について民生委員へ周知を継続する。
			ウ)地域包括支援センターの拠点のあり方について検討する。	<包括> 街中の空き店舗、公民館や長寿センターを活用した新たな拠点の確保に向けて検討した。	(D)	B	拠点を増やすことで、職員が分散することによるデメリットや在支との棲み分けなど検討が必要。	他市等の事例も踏まえながら、拠点のあり方について検討していく(在支のあり方も併せて検討)。
25	P47	④地域における調整機能の強化	ア)地域包括支援センター職員の地域の調整機能を高める研修の機会を確保する。	<包括> 地域包括職員向けの研修実施 テーマ「地域包括ケアシステムの実現に向けて」 講師：立川市社会福祉協議会地域生活課長 山本繁樹	(B)	A	研修後に、個別地域ケア会議が35回実施できた。	個別の課題解決から地域課題解決までの流れを実践していく。
			イ)地域福祉活動を業務とする社会福祉協議会との連携を強化する。	<包括> たすけあい会議に社協職員(圏域担当)が参加。	(C)	C	地域福祉の視点を持っていない。	25年度より、社協職員(社会福祉士)の地域包括への出向が実現したため、CSWの視点を浸透させていく。
26	P47	⑤在宅介護支援センターとの適切な連携	ア)在宅介護支援センターへの委託内容を見直し、その役割や業務内容を明確にする。	<包括> 在支との連携を強化するため、24年度から、圏域ごとの「在支連携会議」を月1回実施することで、情報交換・共有を図り、包括と在支の役割や業務内容を明確化した。	(A)	A	在支の訪問活動でキャッチした情報がスムーズに地域包括につながるようになった(実態把握の強化)。	継続して「在支連絡会議」を開催することで、地域ニーズの把握に努め、早期発見、早期支援につなげていく。
			イ)在宅介護支援センターの業務を評価する仕組みづくりに取り組む。	<包括> 在支間の実績の差を解消するため、委託業務実績を評価する仕組みへ転換した。	(B)	B	評価制度の導入の効果を注視していく。	実績を評価しながら仕組みの検討を行っていく。
			ウ)在宅介護支援センターの担当地区と日常生活圏域との不一致を解消する。	<包括> 未実施	(D)	D	地域に根ざした相談・訪問活動に取り組んできた在宅介護支援センターにおいては、地域との信頼関係、地域への浸透もあり、担当地区の変更による影響を精査する必要がある。	在支の担当地区不均衡の是正に対する問題意識はあるものの、日常生活圏域の見直しとも一緒に考えていく必要がある。
27	P47	⑥地域包括支援センターの運営方法の検討	・地域包括支援センターの運営委託を含め、そのあり方について地域包括支援センター運営協議会で検討する。	<包括> 平成25年度高崎市地域包括支援センター運営方針を作成し、地域包括支援センター運営方法の検討を重点的に取り組む事項とする。	(B)	B	地域包括支援センターの機能強化に向け、市直営のメリットデメリットを検証、また社会福祉法人への運営委託を含めた運営方法について検討が必要。	地域包括支援センター運営協議会で運営方針について検討を行い、方向性を示す。

(2)地域との協働に向けた 仕組みづくり			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
28	P48	①高齢者安心生活 支援計画の策定	ア)圏域ごとの高齢者ニーズ把握 と地域におけるネットワークづくり を行う。	<包括> 第1回群馬地域支えあい体制会議開催(9/24) (構成員)区長会長、民生会長、警察、消防、在 支、社協、支所市民福祉課、地域包括	(B)	B	群馬地域の高齢者課題の洗い出し、課題の共有 化が図られ、地域全体のネットワークが構築され つつある。一方で、圏域単位では規模が大きすぎ る？他圏域にどう拡げられるかが課題。	群馬地域での開催効果や課題などの検証を行 い、他圏域での必要性等についての検討を行 う。圏域単位なのか、小学校区単位でのネット ワーク化・課題共有なのか、たすけあい会議や 地域ケア会議等との整理が必要。
			イ)地域課題解決に向けた支援方 法を盛り込んだ「高齢者安心生活 支援計画」を策定する。	<包括> 群馬地域の地域ケア計画(高齢者安心生活支援 計画)を策定(H23~H25) 6圏域(寺尾・城山・乗附・片岡)において、地域た すけあい会議のメンバー(包括・在支・社協・民 生)とともに、で各小学校区ごとの「地区支援計 画」を策定し、目標に向かって取り組み評価まで 行った。	(B)	B	群馬地域の同計画は、内容が多岐(地域包括の 5つの視点)にわたり過ぎたため、検討の中で地 区ごとに要援護者への支援会議の開催や高齢 者の交通安全の取り組み等の目標を設定をし た。	これまで開催した内容を踏まえ、今後は地域ケア 会議として発展し実施する予定
			ウ)計画策定後は定期的に評価を 行い、課題については、関係機関 に協力を求める。	<包括> 未実施	(D)	D	・地域包括が把握している地域ニーズが集約さ れていない(方法がない)。	・②に基づき計画を策定し、評価(モニタリング) を行っていく。 ・地域課題については、小学校区一圏域ごとに 集約を行った上で、市関係部署や関係機関へと つないでいく(6期計画における政策形成)
29	P48	②地域たすけあい会 議の開催	ア)地域たすけあい会議の事例や 意見の分析を行い、地域包括ケア に繋げる。	<包括> 地域たすけあい会議を、民生委員地区単位(35地 区)を基本とし、市内全域で71回開催(1地区あ たり2回程度)。地域ケア会議やたすけあい会議 の事例をもとに、地域における課題を話し合っ た。【参加者:地域包括・在支・社協・民生委員】	(D)	C	市全体の課題へつなげるため、まず各地域の 課題から検討した。	これまで開催した内容の分析(課題の分類)を行 い、各地域の課題を市全体としての課題と捉え、 課題解決に向け検討を行っていく。また、必要に 応じて関係部署への情報提供や働きかけを行っ ていく。
			イ)地域たすけあい会議の今後の 方向性やあり方について検討す る。	<包括> 地域ケア会議ワーキング中心に、地域たすけあ い会議と地域ケア会議との役割を整理。 各15圏域で計36回の地域ケア会議(個別レベル) 開催。今年度は、個別ケア会議を開催し、並行 して地域たすけあい会議(既存)のものを行い、地 域の課題抽出を進めている。	(D)	B	既存の地域たすけあい会議や訪問活動等から 地域課題を抽出し、新しく参加する区長や地域の 福祉関係者と連携を行いながら、地域課題を抽 出していくことが必要。	地域たすけあい会議(既存)・区長定例会に参加 し、課題を抽出する。地域ケア会議は、「個別レ ベル」「小学校区レベル」「日常生活圏域レベル」 「市レベル」と段階ごとに開催。小学校区レベル での地域たすけあい会議(既存)を中心に、日常 生活圏域レベル(構成メンバー:区長会長・民生 会長・社会福祉協議会・在宅介護支援センター・ 主任ケアマネジャー・病院MSW・介護施設職員 等)で検討し、市レベルへと政策に反映させてい く。
30	P49	③関係機関とのネッ トワークづくりの推進	ア)気になる高齢者の情報を地域 包括支援センターに提供しやすく するよう、情報提供の目安を示し たリーフレットを作成する。	<包括> 未実施	(D)	D	23年度にモデル的に実施・検証を行ったが、地 域包括の役割を誤解された部分(すぐに来なかつ たという苦情)があり、情報提供を受けた場合の 対応方法に課題がある。	早期発見、早期支援につなげるために、商店・金 融機関、配達事業者等との連携は必要不可欠。 25年度から始まった、民間事業者(訪問系)との 見守り協定(群馬県主導)による取り組みとの連 携を行う。 高齢者が立ち寄る商店や金融機関等への訪問 活動(PR)活動を圏域単位で行っていく。
			イ)「運営推進会議」を活用し、介 護事業所との連携を強化する。	<包括> 地域密着型サービス運営推進会議に、地域包括 職員の圏域担当者が参加(年間123回)。	(C)	C	会議内容が、行事報告等の事業所内の話題にと どまることが多く、地域連携という視点を持った議 論が活発でない。	地域密着型サービス事業所が地域の介護拠点 の役割が担えるように働きかけを検討していく。
			ウ)「地域ケア会議」において関係 者や関係機関の協力を得られるよ う、関係機関とのネットワークを強 化する。	<包括> 個別の地域ケア会議を開催し、課題解決に向け 地域関係者との情報の共有及び解決に向けて協 議を行った。	(C)	B	構成員としては、医療や介護事業者が中心であ り、協力先として期待できる近隣住民や商店等と の連携が課題。	今後は「小学校区レベル」「日常生活圏域レベ ル」と段階ごとに地域ケア会議を開催し、関係機 関とのネットワークを強化しながら、市全体の課 題へつなげていく。

(3)地域福祉の実現			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
31	P51	①地域福祉計画の推進	・地域包括ケアを推進するため、地域福祉計画との調和を図る。	【社会福祉課】 社協と地域たすけあい会議との連携など、地域福祉活動計画との調和が図られている。	(B)	B	地域たすけあい会議への社協の積極的参画や、会議情報のさらなる共有、活用が求められるのではないか。	地域たすけあい会議への社協の積極的参画等。
32	P51	②社会福祉協議会活動との連携	ア)ひとり暮らし高齢者の生活支援などにおいて、社会福祉協議会との連携を強化する。	【社会福祉課】 高齢者サロン活動の推進により、計画を上回るサロン数の開設を達成しているなど、ひとり暮らし高齢者の支援は進んでいるが、社協との連携が強化されているわけではない。	(B)	B	高齢者サロン活動に対する支援など、社協との連携を図る必要があるのではないか。	第2次地域福祉計画に基づき、高齢者サロン活動に対する支援等を社協と連携して推進する。
			イ)地域包括ケアのネットワーク作りにおいても、地域包括支援センターと連携を強化する。	<包括> 地域たすけあい会議に社会福祉協議会の職員が参加し、情報の共有を図っている。	(C)	C	社協職員に参加してもらっているが、現状では、現場ニーズに対応した動きにつながっていない。	25年度から社協が実施する予定の「見守りを兼ねた買い物代行事業」を通じ、社協との連携を強化していく。また、同じく25年度に策定された「地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、社協との連携強化を図る。
			ウ)引き続き、社会福祉協議会への財政的な支援を行う。	【社会福祉課】 社会福祉協議会補助金 237,000,000円(100%)	(A)	A	今回も要求額どおりの交付ができなかったが、必要経費を精査したうえで、増額できるようにする。	市民等からの社協への増加するニーズに対応できるような金額の補助をしていく。
33	P52	③民生委員との協働	ア)民生委員との連携を強化し、支援を要する高齢者の早期発見を行う。	<包括> 地域たすけあい会議等で、地域の高齢者に関する情報交換などを通じ、民生委員と顔が見える関係を構築してきた(信頼関係づくり)また、民生委員が中心に行っているふれあいいききサロンに参加し地域包括支援センターの役割を説明し、支援が必要な高齢者の早期発見を図っている。	(B)	B	民生委員の高齢者支援に対する考え方には個人差があり、引き続き早期発見の体制づくりを検討していく必要がある。	民生委員から地域包括へ連絡をもらいたい高齢者について、具体的な事例を示していく。(情報提供してもらう目安の明確化)
			イ)「地域たすけあい会議」を通じ、民生委員への助言や支援を行い、民生委員の負担軽減を図る。	<包括> 地域たすけあい会議の71回開催し共有した情報に基づいて、訪問等により状況確認を行い、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの職員による見守りを実施。	(B)	B	地域たすけあい会議での関わりから、普段の連携に繋げていく。会議以外での質問や相談も増加傾向にある。 同時に、民生委員と連携が進めば進むほど、民生委員活動の負担感が高まっている話しをよく聞く。	今後も継続して、地域たすけあい会議等を通じ、民生委員との連携を強化していく。また、現場からあがってきている民生委員の負担や活動内容や役割等の疑問や照会などについては、関係機関につなげていくことで、負担軽減等についても問題提起を行っていく。
			ウ)市からの情報提供のあり方や地域組織との情報共有の仕組みづくりについて検討する。	【社会福祉課】 ・個人情報提供申請書(民生委員・児童委員)により担当課から情報を提供した。 ・地区民生委員児童委員協議会会長を年12回実施。情報提供・情報共有を行った。 ・新任民生委員児童委員研修会を1回実施。(90%)	(A)	A	毎月1回地区会長会議を実施し市からの情報提供を行った	地区会長会において情報提供及び情報共有を推進する
				<企画> ひとり暮らし高齢者基礎調査時に提供する住基基本台帳情報(氏名・年齢・住所)について、新たにひとり暮らし高齢者となった方が分かるリストにする等、システム改修を行い改善を図った。	(B)	B	住基台帳の情報は、実態としてのひとり暮らし高齢者情報とは限らないため、あくまでも参考資料にとどまるものである。	参考資料としての住基情報ではあるが、新規対象者が明確になる情報とし、提供する。
		エ)「オレンジボランティア」と民生委員との連携協働方法について検討する。	<包括> オレンジボランティア会議に民生委員に参加してもらい、オレンジボランティアとの顔合わせや活動についての説明会を実施。 見守り活動の利用に際しては、民生委員にも顔合わせに出席してもらっている。	(B)	B	民生委員にオレンジボランティアの活動がある程度周知された。	今後も継続して、地域包括職員が、オレンジボランティアと民生委員との間に立って連携が図られるよう調整を行っていく。また、民生委員に対しては、オレンジボランティアの必要性について説明を継続して行っていく。	

(続)(3)地域福祉の実現		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
34	P53	④世代間交流と福祉意識の高揚	ア)高齢者と子ども、子育て世代が交流できる仕組みづくりを検討します。	【社会福祉課】 総合福祉センター内で、シルバー、障害者、児童各センターの利用者交流事業を実施(80%)	(B)	B	児童と親はセットでの参加となるが多く、親の予定に出欠状況が左右されることが多い。	引き続き、交流事業の実施及び強化を図っていく。
				【こども家庭課】 市内の児童館・児童センターにおいて、ボランティアの高齢者による将棋や昔の遊びの指導、料理教室など、子どもや子育て世代との交流の場の提供を行った。(70%)	(C)	B	実施していない、又は回数が少ないなど施設の取組み方針等によって実施状況が異なる。	すべての施設で世代間交流の場の提供を実施できるよう仕組みを検討する。
			イ)学生と高齢者の交流や学生による高齢者支援の仕組みづくりについて検討する。	【建築住宅課】 事業予定者と事業内容について協議を進めていたが、基本協定及び一般定期借地権設定の契約締結には至らなかった。(50%)	(A)	B	事業内容の協議に際し、様々な関係法令との適合を判断する必要があるため、引き続き関連部署と連携して事業を進める必要がある。	事業予定者と協議して事業内容を決定し、基本協定及び一般定期借地権設定契約を締結、工事の着手になるよう進めたい。
				【社会福祉課】 出前講座の「地域福祉の推進について」において、地域福祉の意識高揚を図るための呼びかけや事例紹介などを行った。(80%)	(A)	A	地域福祉の推進、福祉意識の高揚に向けて先進的活動事例を紹介するなど、わかりやすい講座実施に努めた。	引き続き、福祉意識の高揚を目指す。
			ウ)広報活動、市主催行事、学校教育を通じ、引き続き福祉意識や人権意識の高揚に向け取り組む。	【学校教育課】 やるベンチャーウィーク(中学校) ・介護等の福祉活動を体験 250名 ・小学校では地域のお年寄りから、民話の読み聞かせや昔の遊び・様々な経験談を聞く行事を設けるなど、高齢者と触れ合いを大切にするとともにシルバー体験を実施するなど高齢者理解に積極的に取り組んでいる。	(A)	A	高齢者とのふれあいや福祉活動を計画的に実施する中で高齢者に対する尊敬と感謝の心を育んできている。	様々な体験活動を通して高齢社会に関する理解を高めるなど、発達段階に応じた福祉意識の高揚を図っていく。
				【人権男女共同参画課】 高齢者の人権を含めた人権課題に対する人権意識の高揚を図るため、人権を考える市民の集いや街頭での人権啓発活動などを実施した。	(B)	B	人権意識については、それぞれの心の中のものであり、活動の効果が表れにくい。このため継続的に粘り強い人権啓発活動の実施が必要である。	人権意識の高揚を図るため人権講演会や街頭での人権啓発活動の実施を図る。
		【社会教育課】 人権尊重都市宣言に基づいた「心豊かな地域づくりのための懇談会」を市内全域の44公民館において実施し2404人の参加があった。公民館独自の人権教育推進講座は44公民館で1423人の参加があった。	(B)	B	すべての公民館において実施することができた。参加者の年齢に偏りがあるので、各年代からの参加が望まれる	継続してすべての公民館での開催をするとともに参加者の増加を図る。		
(4)医療との連携強化		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
35	P54	①医療ニーズに対応した介護サービスの充実	ア)医療ニーズの高い在宅の要介護高齢者へは、「通所リハビリテーション」や「訪問看護」の利用促進に努めます。	<包括> 在宅での医療連携のあり方についての研修を実施(H25.7.16)参加者:地域包括・居宅事業所職員 テーマ:「最期まで目一杯生きる」 講師:緩和ケア診療所いっぽ(萬田医師)	(C)	C	医療的ケアに関する知識の不足しているケアマネが多く、医療系サービスの導入に課題がある	地域包括が主催しているケアマネ研修会や介護保険課が実施しているケアプランチェック等、様々な機会を通じ、医療系の介護サービスの促進を図っていく。
			イ)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合サービス」の整備に向け、介護サービス事業所などへの働きかけを行う。	<施設> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、2事業所、複合型サービスについては、1事業所を指定し、サービスが開始された。	(B)	B	定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、2事業所ともサービス付き高齢者向け住宅併設の事業所のため、本当の意味での在宅生活の限界点を引き上げるために、地域に密着した運営を促していく。 複合型サービスについては、現在相談中の事業所の開設を目指す。	サービスを開始した事業所には、定期的に利用者数等を報告させ、地域に密着した運営を促す。

(続)(4)医療との連携強化		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
36	P54	②医療と介護のネットワークの構築	ア)医療と介護のネットワークづくりに努める。	<包括> ブロック毎に、ケアマネとMSWとの交流・意見交換会を開催した。	(C)	C	意見交換会をきっかけにケースの相談がしやすくなったが、情報共有が必要なケースの認識に差がある。今後も、地域包括だけでなく、居宅ケアマネとMSWの意見交換の機会が必要である。	意見交換会で出された意見を踏まえ、開催回数を増やしていく。 地域包括・居宅ケアマネ・MSWそれぞれがネットワークの一員として意識し、意見交換会で出された意見や課題等を関係者間で共有し、課題解決に向けて共同で取り組んでいく。
			イ)地域包括支援センターが中心となり、医師会、医療ソーシャルワーカー、訪問看護事業所、介護支援専門員などで構成する医療・介護連携検討会議を実施する。	<包括> 未実施	(D)	D	24年度は民生・在支等との地域連携に軸足を置いてきたが、今後は、医療連携の強化に軸足をうつしていく。	ワーキンググループにて、具体的な構成員や審議内容等の検討を行い、検討会議のあり方を明確にする。
37	P55	③かかりつけ医と介護支援専門員との連携	・医療と介護の情報交換を行うための定期的な連絡調整会議の開催や情報共有を円滑に行うための仕組みづくりを行う。	<包括> ケアマネジャーを対象に「医療と介護の連携に関する調査」に関するアンケートを実施した。	(D)	C	医療との連携が必要だと感じるケアマネの多く、それぞれ工夫しながらかかりつけ医を含め連携を図っている。	市内のケアマネ・かかりつけ医にアンケート調査等を実施し、連携実態を明確にする(課題の洗い出し)。
(5)権利擁護の取り組みの充実		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
38	P56	①権利擁護相談・支援の充実	ア)地域包括支援センターに相談できるよう、権利擁護についての普及啓発や相談体制の充実に取り組む。	<包括> ・成年後見啓発セミナー&相談会を開催。 ・出前講座「大切な人権と財産を守るために～成年後見制度の活用～」を実施(3件)。	(B)	C	権利擁護の普及啓発活動方法の検討が必要。	訪問型の周知活動は今後も継続して行う。また、虐待、消費者被害(消費生活センターとも連携)、後見人制度等についてのリーフレットによる周知だけでなく、広報高崎等を活用することも検討していく。
			イ)虐待等高齢者の権利侵害支援に取り組むため、地域ケア会議などのネットワーク体制を構築する。	<包括> ・各圏域で地域ケア会議と地域たすけあい会議の開催をし、地域の個別困難事例等について、民生委員や在宅介護支援センター等と課題解決に向けた協議・検討を行っている。 ・包括全体で地域ケア会議ワーキングの立ち上げ	(B)	B	地域ケア会議の開催はできたが、医療機関との連携が難しい例が多い為、医療機関とのネットワーク作りが必要。	・地域ケア会議や地域たすけあい会議は継続して開催し、ネットワーク体制の強化が必要。 ・圏域単位で病院相談員との研修会を開催し、医療機関とのネットワーク作りを行う。
39	P56	②成年後見制度の利用促進	ア)地域包括支援センターの相談支援体制の充実に取り組む。	<包括> 地域包括の社会福祉士を中心に相談支援を行っている。(相談件数88件(H25))	(C)	B	社会福祉士だけでなく、他の専門職も後見制度に対する知識や理解を身に付けていく必要がある(対応力の平準化)	内部研修の実施により対応力の平準化を図る。また、利用促進を図るため、弁護士会や司法書士会(リガールサポート)、社会福祉士(ばあとなあ群馬)等との情報交換や意見交換を行っている。
			イ)制度周知のパンフレットの作成や広報高崎等の活用により普及啓発に取り組む。	<包括> 成年後見セミナー&相談会の実施(約150名参加)や広報高崎、上毛新聞等に市民後見人の記事が載ることで成年後見制度について知ってもらう機会が増えた。	(C)	B	今後も成年後見の普及啓発は必要だが、方法については今後も検討が必要。	後見啓発セミナーの継続的開催の必要性を検討し、開催が継続されない場合の普及方法の検討(広報高崎の活用等)。
40	P57	③市民後見人の養成に向けた検討	・市民後見人の養成とその活用方法などについて検討を行う。	<包括> ・H24年度市民後見人養成し、登録者27名。H25年度選任件数2件。 ・活用方法については家裁との話し合いを重ねたが、明確な活用方法の設定はできていない。	(A)	C	市民後見人が2名選任されたが、明確な活用方法の設定ができておらず、実施要綱等の作成が必要。	・実施要綱の作成 ・市民後見人(市長申立案件)の活動支援のためのフォローアップ体制の構築(研修・相談支援等)
41	P57	④日常生活自立支援事業の利用支援	・社会福祉協議会と連携を図り利用促進に向けた広報周知活動を行う。	<包括> 相談過程において、制度説明を行い、社会福祉協議会へつないでいる。	(B)	C	相談過程において利用周知・つなぎを行うことができていない。一方、利用申請から利用開始までに時間を要することが課題となっている(利用待機者が多い)。	これまで通り相談過程において、制度利用に向けたつなぎ(情報提供)を行っているとともに、社会福祉協議会と連携を図りながら周知を図っていく。 また、日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会とともに、後見制度の利用周知や相談支援体制のあり方等を検討していく。

(6)高齢者虐待防止への取り組み		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
42	P58	①虐待予防の普及啓発	ア)虐待防止に向け、広報高崎などやパンフレット作成により普及啓発を図る。	<包括> チラシ(2940枚)・ポスター(155枚)を作成。もの忘れ相談医、長寿センター、公民館、消費生活センター等に配布。(設置期間半年)	(C)	B	チラシ・ポスターの作成、配布ができた。設置期間終了後回収したチラシ・ポスターの検証と今後の普及啓発活動方法の検討が必要。	群馬県で作成したパンフレットと本市で作成したチラシ・ポスターの活用方法、広報高崎等活用の検討も行き、虐待防止の普及啓発を行っていく。
			イ)家族などの介護負担を解消するため、地域包括支援センターによる相談支援体制を強化する。	<包括> 虐待相談件数90件(H25) 認知症の人を支える家族のつどい(月1回) (参加者延べ:36人) 「認知症相談」認知症地域支援推進員(月1回) (相談受付:17人) 「もの忘れ相談」もの忘れ相談医師(11回) (相談受付:25人)	(B)	B	「つどい」や「相談」に出来ない介護者へのアプローチ方法の検討が必要。	アウトリーチ型の介護者支援(定期訪問)の方法を整理していく。(例えば、認知症の母親とそれを介護する息子世帯などハイリスクと思われる世帯への訪問等)
43	P59	②虐待対応力の向上	・高齢者虐待対応マニュアルの運用の徹底のほか、各職員の虐待対応力や専門性の向上を図る。	<包括> H22に作成した虐待対応マニュアルに基づき特養への入所措置(分離)や市長申立てを実施。(特養への入所措置:3件) (市長申立て:9件) 県主催の虐待対応研修会(6月)に参加(10人) 事例集を作成し、全体会議で事例とマニュアルの説明を行った。	(B)	B	対応事例が増える中、職員の対応力の均一化が図られつつある。事例集のフォーマットが完成。事例を基にした高齢者虐待マニュアルの見直しが必要。	・困難事例が終結した際に記入をして職員全員で事例集を作成していく。 ・H26年度虐待対応マニュアルの見直し(発生後からのフローチャート)を実施し、職員に全体会議で周知していく。
44	P59	③虐待防止ネットワークの構築	ア)地域包括支援センターを中心とした「虐待防止ネットワーク」の構築に向け取り組む。	<包括> 地域包括支援センターと介護保険課(認定調査員による訪問時)との内部連携を実施し、虐待発生のリスクがあると思われる世帯への訪問等による支援を実施。	(B)	C	本市で発生した虐待ケースの通報者の多くが介護事業関係者(ケアマネ・デイ等)であることから、介護事業関係者からの情報提供を求めていることが必要。	早期発見につなげるための介護事業者(ケアマネ・デイ)への周知啓発。 虐待対応時における、警察(身体的虐待)や弁護士・司法書士・社会福祉士(経済的虐待)との連携の実践。
			イ)関係機関向けの虐待対応マニュアル作成や研修会の開催により連携を図る。	<包括> H25年度は未実施。	(C)	D	H24年度に榛名・倉淵地区にて実施したが、H25年度は未実施。圏域単位で研修会開催の必要性の検討が必要。	榛名・倉淵地域で行った研修会を基に各圏域や全市の関係機関向けの研修を行う体制の構築。
45	P60	④施設従事者等による虐待防止に向けた取り組み	ア)相談・通報受付や事実確認調査、事業者への指導方法などの手順をまとめたマニュアルを作成する。	<施設> 事実確認の調査方法等について、研究中。実際の相談や通報については、関係部署間で情報を共有し対応した。 【指導監査課】 指導監査課においては、苦情や事故等に対する調査及び監査と同様の手続きや手順のため、特に、身体拘束や虐待に対する対応手順や指導方法をまとめたマニュアルの作成は行っていないが、窓口や電話等での適正な聞き取りが行えるよう受付票を作成し、所管課にも配布した。 基本的には『高齢者虐待防止法』に基づき、関係機関(警察・医療機関・群馬県・地域包括等)と連携を図り、遺漏のない対応を図っている。 25年度目標達成率=100%	(D)	C	実際に対応することで、手順等は固まってきた。指導方法についてはさらに研究が必要。	事実確認の手法研究
			イ)高齢者の人格を尊重したケアが行われるよう、施設事業者などに対する適切な運営指導に取り組む。	<施設> 新規事業所説明会、実地指導などの機会を捉えて啓発活動を行った。 【指導監査課】 定期的な実地指導の中で、実態を含めた身体拘束や虐待等の防止に向けた取り組み状況等の確認を行うとともに、意識啓発に向けた指導を図った。(身体拘束関係指導=17か所) また、虐待の疑いのある苦情・事故等に対し、早急な調査及び監査を実施し、事実関係究明を行った。(25年度虐待疑いの調査&監査=2か所) 25年度目標達成率=90%	(B)	B	集団指導について検討	機会を捉えて指導
			ウ)施設における身体拘束の防止に向け、施設事業者への普及啓発を行う。	<施設> 新規事業所説明会、実地指導などの機会を捉えて啓発活動を行った。	(B)	B	身体拘束は比較的発見しやすいが、虐待については、認知症の有無等により利用者本人の証言の信憑性に大きく左右するため立証が極めて難しい。	地道に実地指導を通じて身体拘束や虐待の防止に向けた指導及び周知啓発を図る。
					(B)	B	集団指導について検討	機会を捉えて啓発

【施策4】 安心生活環境充実プラン・・・23事業

(1)ひとり暮らし高齢者等への支援		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
46	P61	①高齢者社会参加促進事業	・引き続き、一声かけ運動を行う民生委員への支援を行う。	<企画> 一声かけ対象高齢者数 8,890人 助成額 16,654,000円 (100%)	(A)	A	民生委員による、閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者への声かけ活動により、地域における見守りを強化を図った。	引き続き支援を行う
47	P62	②安心連絡メモの普及	・引き続き、「安心連絡メモ」の配布や普及活動に取り組む。	<企画> ひとり暮らし調査などの機会に民生委員さんに配布依頼。(80%)	(B)	B	11月の民生委員改選に伴い、改めて安心連絡メモについての周知を行った。	引き続き、安心連絡メモの普及に取り組む。
48	P63	③高齢者のみの世帯への支援	・高齢者のみの世帯を的確に把握する仕組みづくりを行う。	<包括> 二次予防事業対象者のうち7項目以上に該当しかつ高齢者のみの世帯、対象者2760件中1385件(50.2%)の訪問を実施し、困ったときの相談先として包括や民生委員について情報提供を行った。	(D)	B	対象者全数の訪問はできなかったが、要介護につながりやすい、チェック項目が多い世帯(17項目以上)にたいしては全数訪問ができた。	訪問を継続し、高齢者のみの世帯実態把握をすすめる。 おしごとナビの地理情報を活用して、対象者の情報を管理していくくみを検討する。
49	P63	④孤独死ゼロ運動の推進	ア)警察などと連携を図り、孤独死の実態把握とその背景や原因分析を行う。	【介護保険課】 あんしん見守りシステムの導入(25年度3月末時点 1,395件・目標達成率70%)	(A)	A	申請件数の目標件数を達成可能なペースで推移しており、現状は概ね良好といえる。	設置工事体制の強化等により、設置件数の拡大を図る。
				<包括> 未実施	(C)	D	実態把握や原因分析は実施できなかったが、安心見守りシステムの導入の推進や民生委員や在支と連携し訪問することで、孤立死を未然に防ぐよう努めた。 安心見守りシステムを導入したことで、孤立死が防げたケースについて評価等があればお願いします。	孤立死があった場合、実態把握を行いその背景や原因分析を行うことで、孤立死防止につなげる。
			イ)地域住民のほか、新聞配達など民間事業者との連携による安否確認を組み合わせ、地域ぐるみの見守り体制を構築する。	<包括> 地域たすけあい会議等を通じて、独り暮らし基礎調査を行っている民生委員と情報共有し、心配な高齢者については民生委員さんと協同訪問したり、その後の支援につなげている。 群馬県が実施している「地域見守り支援事業」からの情報提供により、訪問を実施した。	(C)	B	地域住民だけでなく、民間事業者(訪問・配達事業者)に協力を求めていく必要がある。	群馬県が民間事業者(生協、新聞配達、検針員等)と協定を結び、心配な高齢者の情報提供に協力してもらう「地域見守り支援事業」をベースとして、県やこれらの民間事業者と連携して取り組んでいく(情報提供があれば、地域包括職員が訪問実施)。
			ウ)支援を拒否する高齢者など対応困難な場合は、地域包括支援センターの介入や専門機関を交えた「地域ケア会議」の開催により迅速な支援に取り組む。	<企画> 平成24年度から群馬県主導で、ライフライン事業者が住民の異変を感じた際に市町村の担当部署に通報する体制をつくるため、協定締結を行っているほか、あんしん見守りシステムを導入。(90%)	(C)	B	あんしん見守りシステム導入により、ひとり暮らし高齢者等の見守り強化が図れた。	事業者からの通報に迅速に対応できる体制を維持するとともに、あんしん見守りシステムを活用し、孤独死ゼロを目指す。
			<包括> 地域ケア会議(個別検討会議)を全市で35回実施し、迅速な支援に取り組んだ。	(C)	B	支援を拒否する高齢者への支援は難しいが、地域ケア会議で多方面からの意見を集約し、迅速な支援に結びつけている	強い支援拒否があった場合においても、地域ケア会議を積極的に活用し、関係者ととも支援方法を検討していく。	

(2)在宅生活支援及び介護者支援		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
50	P64	①在宅福祉サービス (市独自サービス)	ア)在宅福祉サービスに関する情報提供を充実させる。	【介護保険課】 訪問介護サービス(26人)、生きがい活動支援通所サービス(5人)、短期宿泊サービス(0人)、出張利美容サービス(169人)、布団乾燥消毒サービス(191人)、布団丸洗いサービス(52人)おむつ給付等サービス(2,229人)、はり・きゅうマッサージ施術費用助成(実利用者数1205人)、給食サービス(1015人)、ちょこっと助け隊(利用件数263件)、やすらぎ電話相談(2358件)	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き、適正化計画に基づいて在宅福祉サービスに関する情報提供を推進していく。
			イ)地域包括ケア推進に向け、在宅福祉サービスの検証と今後のあり方について検討を行う。	<企画> 具体的な検証等は行わなかった。(0%)	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き、適正化計画に基づいて在宅福祉サービスの検証と今後のあり方について検討していく。
					(D)	D	次期介護保険制度改正に伴い、今後具体的に検討していく。	特別給付も含め、保険外サービスのあり方を検討。
51	P68	②特別給付(短期入所サービス費)	・保険料負担の公平性の観点から、利用日数の見直しを行う。	【介護保険課】 利用者・要支援1(64人)、要介護2(51人)、要介護1(462人)、要介護2(1033人)、要介護3(655人)、要介護4(479人)、要介護5(240人) 25年度に関しては、24年度の利用日数のままで変更は行わなかったが、26年度より特別給付での支給制度を廃止することとした。	(A)	A	26年度以降の保険料負担の公平性の確保に資することができた。	特別給付制度は廃止としたが、市の一般会計において支給制度は継続する
52	P68	③低所得者等への支援	・低所得者等への支援を継続する。	【介護保険課】 高額介護(予防)サービス助成(延41,524件)、居宅サービス利用者助成(155件)	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き、低所得者への支援を継続していく。
53	P68	④介護者支援の充実	ア)認知症高齢者の家族のつどいを継続するほか、介護技術習得の教室や介護相談会を開催し、介護者同士の交流機会の場を提供する。	<包括> ・「認知症の人を支える家族のつどい」(月1回開催、平均3~4人/回、参加者延べ34人) ・つどいの時間内でミニ講話や体操教室など行った。 ・リピーターの参加が定着しつつある。	(B)	A	広報たかさき関係機関にちらしを配布しているが参加者が限られている。 ※No74と同様	リピーターの定着や問い合わせ数などからやつどいの場として根付いてきた印象である。ミニ講座や体操教室等行ったが、交流会時のみと参加者数は大差なく、催し物の設定は会話のきっかけ作り過ぎなかった。介護者は自分の思いや体験談を話したいという目的で参加することが改めてわかった。引き続き介護者交流会としてのつどいを継続しつつ周知をはかっていく。
			イ)日常生活圏域ごとに、介護者が交流できる場を提供する。	<包括> 「認知症の人を支える家族のつどい」の会場は市役所本庁舎1箇所。	(C)	C	モデル地区の選定の困難さや人的資源の不足などから実施には至らなかった。	近所での開催を望まない意見があることも踏まえ、本庁会場の1カ所で継続実施していく。
			ウ)適正在宅介護者の慰労するため、支給要件を見直す。	【介護保険課】 在宅介護慰労手当支給者数 (776人45,570,000円)	(B)	B	県からの通知により25年度と同様の措置となった。	引き続き支給要件について検討していく。
(3)買い物困難者等への支援		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
54	P70	①買い物困難者等の実態把握	ア)支援を要する高齢者がどの地域にどれだけのいるか、地域ごとに実態調査を行う。	<企画><包括> 買い物実態調査は行わなかった。(平成24年度に実施した調査を基礎として新たな事業を開始した) (80%)	(C)	C	買い物は、近くにお店がないなどの環境だけでなく、親族とのつながりの有無など個人差があり、一律のアンケート調査では実態がつかみにくい。実態調査自体は行っていないが、必要な場合に活用できる買い物支援メニューを用意することができた。	地域包括支援センター・民生委員さんなどの日ごろの活動での情報収集に努める。
			イ)具体的には、二次予防対象者、要支援認定者、高齢者サロン参加者などへの聞き取りを行う。	<企画><包括> 未実施	(D)	C	平成25年度は未実施。実態調査自体は行っていないが、必要な場合に活用できる買い物支援メニューを用意することができた。	地域包括支援センターを中心に、日ごろの活動のなかで、買い物に限らず高齢者の生活全般に関する実態把握に努める。
			ウ)調査結果は、庁内関係課で情報共有するほか、積極的に情報発信する。	<企画><包括> 特別な情報発信は行わなかった。 (0%)	(D)	D	関係課に出す内容の調査は行わなかったため、特に情報提供は行わなかった。	買い物に関するものに限らず、共有すべき情報は、庁内関係課に積極的に発信していく。

(続)(3)買い物困難者等への支援		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
55	P70	②移動手段の確保による支援策	ア)引き続き、「ぐるりん」などによる高齢者の移動支援に取り組む。	【地域交通課】 新たな停留所の設置や、路線ダイヤの見直しにより利便性の向上を図る。(100%)	(A)	A	旧市内のぐるりん路線で、停留所増設。支所地域の路線見直しを行った。	運行継続及び、各路線の利用状況を分析して更なる改善を図る。
			イ)「敬老バスカード」の周知を強化する。	【地域交通課】 地域の高齢者いきいきサロン等の集会に出席して周知を図り利用を促す。(100%)	(A)	A	継続してのPR及び販売窓口の検討	継続してのPR及び販売窓口の検討
			ウ)地域の実情にあった移動支援のあり方について検討する。	【地域交通課】 支所地域において地域特性にあった交通体系について検討、運行見直しを図る。(100%)	(B)	A	支所地域の実態にあった改正、運行見直し図れた。	運行継続及び、各路線の利用状況を分析して更なる改善を図る。
			エ)定期的な買い物バスツアーなどの検討を行う。	<企画> ・倉淵地域限定の過疎地有償運送は2年目を迎えた。(80%) ・長野地区限定の買い物支援タクシーチケット交付事業を平成25年12月中旬から実施。(60%)	(C)	B	・倉淵の過疎地有償運送は、利用率低く運行方法の見直しを行なった。買い物支援タクシーチケット交付事業はモデル地区(長野地区)では好評である。 ・定期的な買い物バスの運行は、バス事業者や関連法の調整がつかず、実施できなかった。	・倉淵過疎地有償運送は、更に運行を見直し午前中の運行を行なう。 ・買い物支援タクシーは、どういった形で全体に普及させるかを検討する。
56	P71	③宅配や移動販売による支援策	ア)移動販売事業者に安否確認を組み合わせた買い物支援モデルの構築に向けた検討を行う。	<企画> H25年度末、移動販売事業者数 10事業者(70%)	(B)	B	平成25年度中、新規1事業者が追加されただけであった。新規の事業者が増えない状況。	事業を継続する。
			イ)地域高齢者が集まる高齢者サロンに移動販売事業者を誘致するため、事業者への働きかけやその支援のあり方について検討する。	<企画> 移動販売のサロンへの誘致は行わなかった。(0%)	(D)	D	買い物に関する調査を行わなかったため、移動販売誘致に向けた取り組みは行わなかった。	地域性などを考慮し、必要な場合にはサロン運営者へ働きかけ、誘致に向けた支援を行う。
(4)災害時支援体制の整備		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
57	P72	①地域主体の災害時避難支援体制づくりの推進	ア)モデル地区を設け、災害時避難支援体制づくりを実施し、その結果を踏まえ全市的に普及する。	【防災安全課】 避難行動要支援者支援事業実施	(B)	B	改正災害対策基本法や国の取組指針に基づき作成した避難行動要支援者名簿について、地域への提供に同意した要配慮者の整理を実施し今後名簿を地域へ提供する。	地域への提供に同意を得ることが出来た避難行動要支援者の名簿を地域へ提供する。地域へ提供された名簿を地域で活用し、避難行動要支援者の避難体制整備を支援する。
			イ)要援護者に避難支援体制づくりに賛同してもらえるよう、地域包括センターが区長や民生委員などと連携を図り周知活動を行う。	<包括> 未実施	(D)	D	全市普及に向けた地域向けのマニュアルの必要性を感じる。	防災安全課を中心に、全市普及に向けた地域向けのマニュアル作成を検討。
			ウ)個人情報保護しながら、地域の支援団体と情報共有を図り、実効性のある支援体制の構築に取り組む。	【防災安全課】 避難行動要支援者支援事業実施	(B)	B	改正災害対策基本法や国の取組指針に基づき作成した避難行動要支援者名簿について、地域への提供に同意した要配慮者の整理を実施し今後名簿を地域へ提供する。	地域への提供に同意を得ることが出来た避難行動要支援者の名簿を地域へ提供する。地域へ提供された名簿を地域で活用し、避難行動要支援者の避難体制整備を支援する。
			エ)福祉部局で把握している要援護者情報を防災担当部局と共有することで、災害時に地域支援団体に要援護者情報を迅速に提供できる体制整備に努める。	<企画><包括> 要援護者名簿作成及び同意確認を実施(80%)	(D)	B	要援護者の基準を設け、名簿調製及び同意確認作業を行った。	4月以降、同意した方の名簿を区長・民生委員に提供
58	P72	②地域の防災活動の強化	ア)自主防災組織率が向上するよう地域に働きかけるとともに、自主防災組織を中心に要援護者避難支援計画に基づく避難訓練の実施を促す。	【防災安全課】 自主防災組織の新規結成の促進 既設自主防災組織への訓練実施の際の助言等の実施	(B)	B	地域における防災意識が高まっているので、この機運を継続させていくことが重要と考えている。	結成率の向上に努める
			イ)地域包括支援センターが、地域の災害マップづくりなどの場に出向き、地域における情報共有と連携を図る。	<包括> 清水公民館で開催された石原町西1町内における福祉協力員講習会に参加し、独自暮らし高齢者が地域で安心安全に生活できるようなネットワークづくりについて、寸劇を行って啓発した。	(C)	B	地域で主体的に実施した福祉協力員講習会で寸劇を行うことで、情報を共有し、地域のネットワーク作りの支援した。	今後も避難支援体制や防災マップづくり等を行う地域に、地域包括職員も参画し、地域の支援団体との連携を図ることで、日常的な見守りや声かけにつながるよう働きかけや助言を行っていく。

(続)(4)災害時支援体制の整備		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針				
				(24)	25		平成26年度				
59	P73	③福祉避難所の整備に向けた検討	ア)福祉避難所のあり方などについて検討を行う。	【防災安全課】 福祉避難所の整備検討を実施 ・市有施設を災害時の高齢者向けの避難所として活用する。 ・社会福祉法人等の協力を仰ぎ、空いている建物や部屋を借りるなどして災害時の障害者向け福祉避難所として活用できるよう依頼する。	(B)	B	市有施設を対象として福祉避難所の指定を実施した。	引き続き福祉避難所のありかた等について検討を進め、必要に応じて社会福祉法人等の協力を仰ぐ。			
			イ)長寿センターなどを福祉避難所として位置づけ、災害時の運営体制の整備に向け取り組む。								
			ウ)災害時、在宅要援護者の福祉避難所として、高齢者福祉施設と事前に協定を結ぶなど、連携を図る。								
			<施設> 老人福祉施設協議会と協定を結ぶことについて打ち合わせを行った。	(D)	D	福祉避難所の確保や生活支援のあり方を検討する。	生活支援のあり方の検討。				
(5)消費者保護・交通安全対策の推進		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針				
				(24)	25		平成26年度				
60	P74	①消費者保護の推進	【市民生活課】 防災安全課と協力して公民館等で消費者講座(防犯講座)を実施。(50%)	【地域行政課】 ・啓発用チラシ町内回覧 1回 ・防犯講座 開催数1回 参加者20人 ・防犯研修会 開催数2回 参加者約350人 ・安心ほっとメール配信(注意喚起用) 22件(3月18日現在) (80%)	(B)	B	センター単独の出前講座は11回実施したが、防犯講座は1回のみの実施だった。	消費者講座(出前講座、防犯講座)を各地域で実施。			
			ア)高齢者の消費者被害撲滅を推進するため引き続き周知啓発を行う。								
			イ)地域包括支援センターによる周知や情報提供のほか、消費者被害の実態把握や相談支援に取り組む。								
			<包括> ・サロン等での認知症予防教室において、消費者被害等の注意喚起を実施。 ・地域たすけあい会議等での情報収集及び注意喚起を実施。 ・消費者被害に関する相談受付(消費生活センターの紹介) ・日常生活自立支援事業や成年後見制度利用の助言	(C)	C	・地域たすけあい会議や在支による訪問、相談業務において、消費者被害が疑われるケースの情報提供されることもあるが、表面化していない消費者被害の実態把握が十分できていない。 ・市消費生活センターとの情報共有や情報交換等の連携が不足している。	警察や消費生活センターとの連携を一層図りながら、今後も各地域や防犯団体を対象とした防犯講座と防犯研修会を継続して実施していく。				
61	P74	②交通安全対策の推進 【地域交通課】	【地域交通課】 交通安全教室を開催し、参加した高齢者に対し、交通安全に対する認識を再確認していただくように、呼びかけた。(90%)	【地域交通課】 交通安全教室を開催し、参加した高齢者に対し、交通安全に対する認識を再確認していただくように、呼びかけた。(90%)	(B)	B	教室を開催することにより、参加された方の交通安全意識は高まるが、今後は教室に参加できない高齢者に対する啓発を検討する。	引き続き高齢者教室を開催し、更に長寿社会課等でおこなうイベントに参加し、啓発活動を継続したい。			
			—						(—)	—	<包括> ・利用者宅やサロン訪問時に意識的に注意喚起を行うなどの協力を行っていく。
			イ)運転に不安を抱える高齢者ドライバーの運転免許証の自主返納が促進されるよう、引き続き広報周知活動に取り組む。						【地域交通課】 高齢者による交通事故を減少させるため、自主返納された高齢者に対し、敬老バスカード等を交付し、交通事故の未然防止、公共交通機関の利用を促進する。申請者351名(90%)	(B)	B

(6)高齢者の住まいの確保と住環境の整備		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
62	P75	①市営住宅のバリアフリー化	・高齢者が居住する既存の市営住宅の浴室やトイレへの手すりの設置を計画的に行う。	【建築住宅課】 平成25年度手すり設置 0戸 (0%)	(D)	D	予算の都合で計画的に設置できなくとも、少しずつでも設置していく必要がある。	予算の状況に応じて計画的に手すりを設置する。
63	P76	②高齢者福祉施設の確保	ア) 養護老人ホームへの適正な入所措置を継続する。	<包括> 環境上及び経済的理由により、在宅生活が困難な高齢者への適正な入所措置を実施した。 ・新規入所者10人(前年度比+1人) ・入所者数(H26.3.31)132人	(A)	A	・23年度から、地域包括に事務が移管され、相談過程においては専門職や管理職が対応している。	・引き続き、適正な入所措置を継続する。 ・措置入所に関する基準等の理解を進めるための定期的な研修会を実施する。
			イ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)に対し、引き続き事務費補助を行う。	<施設> 事務費補助を行った(100%)。 ※H25年度244,807,657円(H24年度 245,470,275円)	(A)	A	補助金支給の方法について、負担軽減等が図れるよう検討を行う。	補助継続。
			ウ) 生活支援ハウスについては、そのあり方や活用方法について検討する。	<包括> H25利用人数12名	(D)	D	利用者が減少しているため活用方法について検討	他市の状況を調査し、施設と行政とで今後の方策を検討する
64	P76	③サービス付き高齢者向け住宅の普及	ア) 登録事務を円滑に行うほか、入居希望者への情報提供を行う。	【建築住宅課】 平成25年度サービス付き高齢者向け住宅登録件数4件である。 登録内容はHP及び閲覧簿で公開して情報提供を行っている。 (100%)	(A)	A	事業者に分かりやすい審査体制とする必要がある。	引き続き円滑に登録事務を行い、登録内容の情報提供を実施する
				<施設> 平成25年度末現在の登録数:34ヶ所 (うち、平成25年度の登録数:4ヶ所)	(A)	A	建築住宅課と協力し、円滑な登録事務を行った。また、建築住宅課が情報提供システムに入力することにより、入居希望者に対し情報提供を行った。	建築住宅課と協力し、円滑な登録事務を進めていく。
			イ) 適正なサービス提供や運営が確保されるよう、事業者への指導監督を行う。	【建築住宅課】事業開始された住宅に対し、住宅ハード面や運営面が登録基準に適合しているかを確認する立入り検査を実施し、必要に応じて事業者へ指導を行った。また、定期報告を求め、登録事項の状態を継続的に把握した。 (80%)	(B)	B	定期報告後、速やかに内容を確認し、問題があれば是正指導できる体制が必要である。	立入り検査は事業開始に応じ実施する。また、毎年度5月に定期報告を求める。(前々年度までに登録した住宅が対象)
				<施設> H25実地指導件数 16件	(A)	A	指導監査課の実地指導の日程と合わせて指導を行うことにより、事業者には負担をかけずに進めることができた。	指導監査課と日程を合わせて指導を行っていく。
65	P77	④質の高い有料老人ホームの確保	・利用者保護が徹底されるよう、事業者への指導を行うとともに、適正な運営が図れるよう、事業者へ働きかける。	<施設> H25届出受理件数 5件 H25実地指導件数 15件	(B)	A	指導監査課の実地指導の日程と合わせて指導を行うことにより、事業者には負担をかけずに進めることができた。	指導監査課と日程を合わせて指導を行っていく。
66	P77	⑤高齢者の住宅のバリアフリー化	・引き続き、住宅改良相談員の派遣や住宅改修に伴う費用の助成を行う。	【建築住宅課】 住環境改善助成事業を実施し、市民の住宅改修にかかる費用の助成を行い、多くの市民が当助成事業を活用して住宅改修を行った。(介護保険課で実施している住宅改造費助成と重複しない改修が対象)(100%)	(A)	A	事業目的がバリアフリー化ではないため改修の対象が幅広い。	引き続き住環境改善助成事業を実施。

(続)(6)高齢者の住まいの確保と住環境の整備			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
					(24)	25		平成26年度	
67	P77	⑥高齢者にやさしいまちづくりの推進	ア)交通バリアフリー化構想に基づき、バリアフリー化を進める。	【都市計画課】 公共交通、道路・交通安全、大型集客施設、公共施設の各分野とも特定事業計画に基づく事業を行い、バリアフリー化を推進した。	(A)	A	計画内容のとおり順調に推移した。	特定事業計画に基づく事業を行い、バリアフリー化を推進する。	
				【公園緑地課】 片岡第2号児童公園及びはなぞの児童公園において、出入口の段差解消工事等を行った。	(A)	A	計画どおりに整備を進めることができた。	引き続き、計画を踏まえた公園のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく整備に取り組んでいく。	
				【土木課】 東一条通り線・広小路栄町線:歩道整備、中央銀座通り・舗装改修	(A)	A	計画どおり完成	—	
				【土木課】 A620号線(国高病院入口) 歩道整備 L=150m(55%)	(B)	A	地権者である裁判所との協議が完了。	用地買収	
				【土木課】 A629号線(慈光通り) 歩道改善 L=250m	(—)	A	交差点部改善完了(22m)既設歩道は整備済み	—	
		【土木課】 競馬場通り線 北側歩道整備 L=860m	(—)	D	上位計画(県事業)の進捗による	—			
		ウ)商業施設などの事業者によりユニバーサルデザインの考えに基づき施設整備の推進を働きかける。	【都市計画課】 高崎市バリアフリー推進会議大型集客施設部会等で各事業者の事業計画を確認するなどバリアフリー化の推進を働きかけた。	(A)	A	計画内容のとおり順調に推移した。	バリアフリー化の推進を働きかける。		
(7)介護予防・日常生活支援総合事業の導入			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
						(24)	25	平成26年度	
68	P78	①導入に向けた検討	ア)利用者やサービス提供者の実態把握とともに、提供体制の構築を行います。	<企画> 地域診断基礎シートを作成したほか、次期介護保険制度改正に向け、要支援者の利用サービスに状況を地域包括支援センターで調査(40%)	(D)	B	次期介護保険制度改正を見越して、現段階でできる調査を徐々に実施した。	次期計画において、新しい総合事業は義務づけとなるため、更に詳細な調査を行うとともに、介護保険運営協議会等で具体的な検討を行う。	
			イ)導入にあたっては、介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会などで検討する。	<企画> 導入に向けた検討は行わなかった。(0%)	(D)	D	任意による導入は困難であったため、検討しなかった。		
【施策5】認知症高齢者の安心生活支援プラン・・・12事業									
(1)認知機能低下抑制事業の充実			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
						(24)	25	平成26年度	
69	P79	①ひらめきウォーキング教室の推進	ア)二次予防事業対象者などへの普及と実践に取り組む。	<予防> 開催箇所11箇所(委託10箇所、直営1箇所) 参加者数(実)186人(延)2,158人 自主グループへの移行1ヶ所	(B)	B	開催募集の際、希望者が減少している。	認知症予防の講演会を実施し、その後9月から開催する。	
			イ)教室終了後も継続してウォーキングに取り組めるような仕組みづくりを行う。	<予防> 教室終了後6ヶ月後のアンケート結果、週1回以上の運動をしている人は、83%であった。	(B)	B	同窓会の開催など継続を促し、グループ化は難しいが、運動習慣は継続している。	継続実施	
70	P81	②高崎ひらめき市歌体操の普及啓発	・より多くの高齢者が実践できるよう、普及系活に取り組む。	<予防> サロン指導者講習会等でCDを配布した。出前講座等や希望者には、DVD、CDを随時配布した。	(A)	A	サロン等での実施が普及している。	継続実施	

(2)早期発見と相談対応体制の充実			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
71	P82	①認知症サポート医・かかりつけ医との連携	ア)「もの忘れ相談医」との連携を強化し、認知症の早期発見や相談体制の充実に向け取り組む。	<包括> 「医師によるもの忘れ相談」をすべての窓口を会場として年12回実施し、21件の相談があった。もの忘れ相談医であることを明示するため、該当医療機関には専用の表示プレートを配布済みであるが、設置率は80.2%だった。	(A)	A	相談があったケースは、「医師によるもの忘れ相談」をきっかけにその後の継続支援に結びついている。	認知症サポート医と地域包括支援センターが情報交換を行い、今後のさらなる連携体制のあり方を検討する。さらに、かかりつけ医との連携により、診療の場での気づきを早期介入に結びつけられるようにしていく。
			イ)地域包括支援センターに寄せられた相談を、認知症サポート医やもの忘れ相談医に円滑につなげるよう、連携書式(連絡票)を作成する。	<包括> 作成済みである「連絡票」について、もの忘れ相談医を対象にアンケートによる活用状況の調査を実施。現状では69%が「全く活用していない」と回答。	(A)	A	「連絡票」の活用促進のためには、活用方法や書式の見直しが課題である。	配布先や配布方法の見直しを行い、書式については医師会と連携し、見直しを検討していく。
72	P82	②認知症疾患医療センターとの連携	・認知症疾患医療センターとの連携を強化し、認知症の早期発見や早期治療、相談体制の充実に取り組む。	<包括> 認知症疾患医療センター(サンピエール病院)と地域包括支援センターで事例検討会を実施した(1回/年)。ケースの連携がスムーズに行えるよう連絡シートを作成した。他認知症疾患医療センター(篠塚病院・老年病研究所病院)の症例報告会に参加した。	(B)	B	認知症疾患医療センターとの連携を強化する為に事例検討会を行った。また、ケースの情報について連絡シートを作成したので退院時の連携等検討していきたい。	認知症疾患医療センターへのケース紹介や認知症疾患医療センターが抱える困難ケースへの対応について情報を共有し地域包括が積極的に関わっていく。
73	P83	③地域支援推進員の配置	・地域支援推進員を中心に、認知症疾患医療センターなど医療との連携を強化し、認知症の相談体制の充実に取り組む。	<包括> 23年度より引き続き、認知症に関する外部の専門職2人を非常勤職員として配置。本市の認知症施策全般についてのアドバイザーとしての役割を担うとともに、主に認知症相談、家族の集いの運営に参加したり、事業所の研修会、オレンジボランティア研修会の講師を務めたりした。	(B)	B	今後、地域支援推進員が個別ケースに関わる機会を設ける必要がある。	地域支援推進員が、困難ケースにおいて地域ケア会議等に参加することで、関係者間の調整役を担うことを試行し、認知症の理解を地域の人や関係者に深めていきたい。
74	P83	④家族への支援	・「家族のつどい」や「認知症相談」の内容の充実に取り組む。	<包括> ・「認知症の人を支える家族のつどい」(月1回開催、平均3~4人/回、参加者延べ36人) ・「認知症相談」(月1回開催、認知症地域支援推進員が対応、相談者数22人)→会場は、本庁・総合福祉センター・岩鼻長寿センター3カ所	(B)	B	広報たかさき・関係機関にちらしを配布しているが参加者が限られている。 ※No53と同様	「認知症相談」について、各地域からの相談者数が相談しやすいように継続して、本庁・総合福祉センター・岩鼻長寿センターで相談を開催し、認知症の人・家族への支援の充実を図る。
75	P83	⑤若年性認知症に対する理解の促進	・若年認知症についての広報のほか、その支援のあり方について関係機関と連携し検討する。	<包括> ・若年性認知症のへの理解を図るために、専門家による研修会を行った→58人(在支・長寿社会課・障害福祉課)より参加 ・若年性認知症相談窓口であることを周知するため、地域包括9カ所の窓口プレート設置 ・若年性認知症に関する各種制度一覧ちらし(相談窓口一覧)を地域包括9カ所に設置 ・「若年性認知症相談」を年1回本庁にて実施、認知症地域支援推進員が対応、相談者数は2人 ・ワーキングメンバーで、「若年性認知症ぐんま教室」へ参加	(B)	B	若年性認知症相談日には、障害福祉課と連携を図り、相談者支援のための体制を構築。	・「若年性認知症相談」は、年2回実施 ・地域包括で若年性認知症相談を受けた内容の検討(25年度15件) 継続してプレート・各種制度のちらしを地域包括窓口に設置
(3)地域による見守り支援体制の充実			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
76	P84	①認知症サポーターの養成	ア)引き続き、認知症サポーター養成講座を開催する。	<予防> 受講者1,628人、41回、述べ養成者数20,451人各圏域の公民館で1箇所ずつ開催した。また、その他に市役所(新規採用職員向け講座を含む)での講座や、出前講座などの要望に基づいた講座、市職員以外のキャラバンメイトによる講座を開催。	(A)	A	小学校、中学校からの依頼も若干増えている。今後も開催に向け、働きかけを行う。新たに民生委員になった人に対しても、必要性がある。教室の内容については、若干、変更や工夫を重ねてより理解を促すものとして実施していきたい。	継続実施
			イ)学校等の若い世代への働きかけを積極的に行い、認知症の人を地域で見守り支えられるような体制づくりに取り組む。	<予防> 小学校4ヶ所 中学校1ヶ所 大学1ヶ所 計6ヶ所 延622人が受講	(B)	B		

(続)(3)地域による見守り支援体制の充実		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
77	P85	②みまもり・あんしん認知症ガイドブックの活用	・ガイドブックを周知するとともに、相談体制の充実に取り組む。	<包括> H24年度作成したリーフレットの内容で、変更点について修正を行なった。 もの忘れ相談医について最新の情報を提供できるよう、加除が行ないやすいように、名簿はリーフレットにを添付するよう変更した。	(A)	B	もの忘れ相談医名簿は変更があった時点で差し替えていく。	認知症の普及啓発や早期発見(相談窓口等の紹介)を促すため、効果的な内容や配布方法について、関係者の意見を踏まえながら見直しを行っていく。
78	P85	③見守り・安心ネットワークの充実	ア)「安心ほっとメール」に登録してもらえよう、関係機関等への働きかけを行う。	<包括> 認知症サポーター養成講座受講者やオレンジボランティアに登録を呼びかけた。(登録者数:15,001人)(見守り情報配信数:32件)平成25年度末。	(A)	A	養成講座の受講生は一般市民だけでなく民間事業者等増えている。これら関係機関への働きかけや連携も重要になっている。?	引き続き、認知症サポーター養成講座の受講者を中心に登録を呼びかけていくが、民間事業者にも養成講座を受講してもらえるように、働きかけや連携を図っていく。?
			イ)警察などの関係機関と連携を図り、所在不明高齢者の早期発見に向けたネットワーク強化に取り組む。	<包括> 群馬県警の「防犯FAXネットワーク」に加盟する関係機関との連携や、県警の「上州くん安全・安心メール」配信等により、所在不明高齢者の早期発見を図った。	(B)	B	徘徊に伴う通報件数の実態や通報に伴う発見状況などについて精査していく必要がある。	引き続き、警察等と情報交換を行いながら徘徊高齢者の早期発見に向けたネットワークの強化に取り組み、早期に保護できるようにしていく。
79	P86	④オレンジボランティアの養成	ア)オレンジボランティアの養成に取り組むほか、関係者への周知を図る。	<包括> 認知症サポーター養成講座を受講した人で、養成研修を希望する人に通知を送付。養成研修会受講修了者109人(4日間受講者489人)。周知活動は、各圏域担当職員が居宅支援事業所、居宅サービス事業者や関係機関の会議においてオレンジボランティア活動について広報した。	(B)	A	オレンジボランティアの周知は行えたが、見守り事業の利用者は増えなかった。	活動登録者に対してフォローアップ研修を開催し、活動意欲を高める。活動周知については、関係機関へ見守り事業実践例を紹介し、ケアプランへの導入を促していく。
			イ)オレンジボランティアが地域で円滑に活動できる体制づくりを行うとともに、活動内容の検討を行う。	<包括> 研修会3回述べ参加者406人。これからの活動についてグループ検討し、出された意見を集約した。	(B)	B	出された意見の集約をしたが、その結果を踏まえて今後の活動内容の検討は行われていない。	各圏域での主体的な活動を検討するとともに、全市で取り組む活動について検討する。
			ウ)地域包括支援センターとオレンジボランティアとの情報交換の機会確保や、オレンジボランティア同士の交流や活動内容の充実を図る。	<包括> 各圏域毎に活動報告会開催。全圏域延べ16回。活動報告会や研修会の欠席者は、活動困難な場合が多く、連絡がとれずに情報提供できないことがあった。(H26.2月現在活動登録者362人)。	(B)	B	圏域間で開催回数や報告会内容、活動状況が異なる。 活動困難者への連絡に時間がかかる。	各圏域での主体的な活動を検討するとともに、全市で取り組み活動内容について検討する。 毎年、活動の意思確認を行い、活動内容の充実を図る。
80	P86	⑤認知症にやさしいまちづくり推進協議会	・認知症にやさしいまちづくり協議会を定期的に開催し、関係機関とのネットワークづくりに取り組む。	<包括> ・認知症にやさしいまちづくり推進協議会 予定どおり年3回実施した。(6/5、11/15、3/24) 認知症施策全般について協議、検討を実施した。	(A)	A	予定通り実施できた。	引き続き本協議会の定期的な開催を通じて、関係機関、団体等とのネットワークづくりを推進する。

【施策6】介護給付適正化等推進プラン…17事業

(1)広報・情報提供の充実		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
81	P88	①制度に関する広報活動の充実	ア)引き続き「介護保険利用の手引き」を発行するほか、広報高崎等を活用し、介護保険制度について広報啓発を行う。	【介護保険課】 「介護保険利用の手引き」を発行 広報高崎に掲載	(B)	A	「介護保険利用の手引き」を発行し、広報高崎等で介護保険サービス内容について周知を図った。	今後は、広報高崎等において介護保険制度の周知を図る。
			イ)二次予防事業対象者宅への訪問活動や高齢者サロンでの介護予防事業を通じ、介護保険制度に関する周知活動を行う。	<包括> 二次予防事業対象者宅への訪問活動や高齢者サロンでの介護予防事業などにおいて、介護保険制度に関する周知活動を実施。二次予防事業対象者訪問で介護保険の申請につなげた人は人であった。	(A)	B	二次予防事業訪問は要支援・要介護に繋がるおそれの高いチェック項目の多い人から訪問を実施したが、チェック項目が低い人の中にも介護保険サービスが必要な人がいる可能性があるため、訪問件数を増やしたり、サロンだけでなく高齢者が集う場で周知する必要がある。	介護サービスの利用が円滑に行なわれるよう、二次予防事業対象者への訪問件数を増やしたり、全サロンでの周知に向けて活動を行っていく。
			ウ)民生委員に対し、地域たすけあい会議などの機会を通じ、介護保険制度に関する研修を行う。	<包括> 地域たすけあい会議での事例を通して制度に関する説明を実施している。また会議の場に限らず、窓口において民生委員からの介護保険制度に関する相談があった場合にも、その都度対応している。	(A)	B	介護保険制度は、セルフケア(自立支援)を念頭においていることも併せて説明していく必要がある。	地域ケア会議等の場でも必要に応じて、介護保険制度について周知していく。

(続)(1)広報・情報提供の充実			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
82	P89	②介護サービスに関する情報の提供	ア)引き続き、市内介護サービス事業者に関する情報提供を行う。	【介護保険課】 介護サービス事業所一覧表を作成し、相談窓口等で配布した。また、市ホームページに市内介護事業所の一覧表や入所・入居系の介護保険施設の空き情報を掲載した。	(A)	A	計画どおり実施できた。	引き続き、窓口や市ホームページでの情報提供を行っていく。
			イ)「情報公表システム」や「外部評価情報」の積極的な利用を図る。	【介護保険課】 「情報公表システム」に関するチラシを窓口に設置。事業者に対しては、情報公表システムや外部評価の活用に関する周知を図った。	(C)	C	介護保険サービスを利用する際の目安としては、まだまだ浸透していない。	介護保険サービスを利用する際の目安としていただけるよう、引き続き制度周知に努める。
(2)介護給付の適正化の充実強化			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
83	P91	①介護給付適正化計画の推進	ア)「第2期介護給付適正化計画」に基き、引き続き、介護給付の適正化に取り組む。	【介護保険課】 ・ケアプランの点検強化 ・住宅改修の点検強化 ・給付実績の点検強化 上記を計画に基づいて実施。	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き、適正化計画に基づいて適正化事業を推進していく。
			イ)介護給付適正化事業の意義や取り組みを広く市民に普及啓発する。	【介護保険課】 介護給付適正化等推進プランとして、高崎市高齢者安心プランに掲載。	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	事業計画とも連携して市民への普及啓発を継続する。
84	P91	②要介護認定の適正化	ア)委託の認定調査員への専門研修会のほか、認定調査結果の点検などを継続実施する。	【介護保険課】 全体研修1回、新任研修1回、小グループ研修3回実施・認定調査結果全数点検実施(100%)	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	認定調査点検結果を踏まえた研修内容とし、継続実施する。
			イ)介護認定審査会の審査結果の分析や審査会委員への研修会などを行う。	【介護保険課】 統計資料配布(1回) 審査会だより(審査会委員向け機関紙)発行(2回) 県現任者研修会(1回) 県新任者研修会(2回) 市新任者審査会見学会(3回)	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き要介護認定平準化に向け事業推進する。
85	P91	③ケアプランの点検強化	ア)「高崎市ケアプラン適正化事業実施計画」に基づき、事業所への点検・指導を行う。	【介護保険課】 第2期計画の1年目(平成24年~平成26年) 平成25年度ケアプランチェック実施件数52件(36事業所のうち4市外事業所)実施割合66.07%	(A)	A	3年間を一つのサイクルとし、順調に計画を進めることができた。	他市町村の事業所についても、高崎市において実績がある場合は点検を検討していきたい。
			イ)ケアプラン点検を行う職員体制を充実させるとともに、指導監査課との連携強化を図り、事業者への指導・改善に取り組む。	【介護保険課】 主担当及び副担当と業務を進め、ケアプラン点検のノウハウを持つ職員を充実させた。また、ケアプラン分析システムを指導監査課とも共有している。	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	26年度も同様に職員体制の充実をはかりたい。
			ウ)市のケアプラン適正化事業の取り組みについて広く周知啓発を行う。	【介護保険課】 各居宅事業所についてはケアプラン点検のヒアリングなどの機会を通じて本事業の周知を行っている。また、高崎市高齢者安心プランに掲載して広く周知啓発に努めている。	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	26年27年も続けて本事業を広く周知できる方法を検討したい。
86	P92	④住宅改修等の点検強化	ア)引き続き、住宅改修等について、書面審査や利用状況などの確認を行う。	【介護保険課】 住宅改修等について書面審査・実地による確認等を行っている。	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き住宅改修等について、書面審査や利用状況などの確認を行う。
			イ)福祉用具貸与について、貸与品目の市内平均価格を公表し、貸与価格の適正化を図る。	【介護保険課】 福祉用具貸与について、貸与品目の市内平均価格を公表した(2回/年)	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	引き続き福祉用具貸与について市内平均価格を公表し、貸与価格の適正化を図る。
87	P92	⑤給付実績の点検強化	・引き続き、「国保連合会介護給付適正化システム」を活用し給付実績の点検を実施する。	【介護保険課】 国保連よりの給付適正化システム及び独自の給付適正化システムを用いて点検を実施	(A)	A	疑義のある給付について確認、給付の適正化に資することができた。	引き続き給付実績の点検を実施する。
88	P93	⑥介護保険給付費明細書の送付	・引き続き、利用者やその家族へ介護保険給付費明細書を定期的に送付する。	【介護保険課】 給付費のお知らせについて、前期(1月~6月分)14,553名分を9月末に、後期(7月~12月分)14,912分を3月末に作成し、送付した。(死亡者を除く)	(A)	A	説明文を改め、理解しやすい内容に改善することができた。	引き続き、給付費のお知らせを年2回発送する。

(3)事業者支援・指導体制の充実		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
89	P94	①地域密着型サービス事業所の指定	ア)市ホームページに事業者向けの専用ページを開設し、運営に関する基準等をまとめた手引きなどを掲載する。	<施設> 加算や指定更新についての提出書類や、感染症等の注意喚起等の情報はホームページ上に掲載して、事業者に対して情報提供を行っている(80%)。	(C)	B	指定の書類については、事前協議を行いたいため掲載を控えている。	掲載情報の検討・修正
			イ)地域密着型サービスの基準条例を制定する。	<施設> 平成24年度に条例制定済み(関連条例2本)(100%)	(A)	A	条例制定の周知を事業者等に対して行う。	条例制定の周知
90	P94	②施設・居宅サービス事業所の指定	ア)市ホームページに事業者向けの専用ページを開設し、運営に関する基準等をまとめた手引きなどを掲載する。	<施設> 加算や指定更新についての提出書類や、感染症等の注意喚起等の情報はホームページ上に掲載して、事業者に対して情報提供を行っている(80%)。	(C)	B	指定の書類については、事前協議を行いたいため掲載を控えている。	掲載情報の検討・修正
			イ)介護保険施設・居宅サービスの基準条例を制定する。	<施設> 平成24年度に条例制定済み(関連条例6本)(100%)	(A)	A	条例制定の周知を事業者等に対して行う。	条例制定の周知
			ウ)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み量確保に必要と認められた場合は、必要に応じて居宅サービスの指定を制限する。	<施設> 実績なし	(一)	一	現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が十分に普及していないこと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所はサービス付き高齢者向け住宅の利用者を中心にサービス展開を行うこととしている事業者が多いことから、現状では地域へ開かれた事業所となりにくいこと、居宅サービスの指定の制限をしていない。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定の状況によっては、居宅サービスの指定の制限を検討する。
91	P95	③介護サービス事業者等への指導監査	ア)市内事業者の適正な運営が確保されるよう、指導監査体制を強化する。	【指導監査課】 これまで群馬県において3~5年に1度のペースで行われていた実地指導を2年に1度(隔年)の実施を基本として実施した。間隔を小さくすることは、適正運営に大きく貢献したものと考える。 25年度当初の介護保険事業所及び介護保険施設の数=732か所 25年度実地指導実施数=424か所(実施率57.9%) また、苦情・事故・虐待等の緊急性の高い場合には、監査として早急な対応を図り、適正な運営を確保するよう指導した。 25年度目標達成率=100%	(A)	A	介護サービス事業所数が非常に多く、新規開設も毎年多く発生するため、2年に1度(隔年)のペースで実施していくには、人員が不足している。 今後も同一敷地や同一建物内の併設事業所を一緒に実施したり、所管課と連携して効率的(省力化)かつ効果的に実施していく必要性あり。	実地指導を2年に1度(隔年)のペースで実施するとともに、緊急事態には速やかな監査を実施し、効率的・効果的な指導監査を行う。
			イ)実地指導を定期的に実施するほか、ケアプラン点検でサービス提供に偏りがある事業者に対しては、重点的に実施する。	【指導監査課】 定期的な実地指導の中で、偏り等の不適正な事例については、厳正に指導を図れた。 なお、ケアプラン分析システムを活用したチェックについては、所管課の介護保険課で実施。 25年度目標達成率=85%	(B)	B	実地指導で確認できる事例はほんの一握りであるため、全てを指導することは困難である。ケアプラン分析システムによるチェック体制と連携を図り、効率的・効果的に指導する必要性あり。	ケアプラン分析システムでの分析結果を活用し、効率的・効果的な実地指導を実施する。
			ウ)実地指導で、文書などでの指導を行った事業者について公表するものとし、公表方法や公表基準については検討を行う。	【指導監査課】 24年度の実地指導の実施結果よりホームページ上に公表する仕組みを整備した。実際の公表については、25年度に入ってから実施している。 25年度目標達成率=100%	(A)	A	翌年度に公表せざるを得ないため、タイムリーな状況・状態ではない。早くに実地指導を実施したところでは既に改善されているが、年度末に近いところでは、未改善の場合がある。	25年度同様に実地指導における指導結果等についてはホームページ上に公表する。
			エ)適正なサービスが確保されるよう、厳正な処分、改善指導、改善命令を行い、積極的な指導監査に取り組む。	【指導監査課】 制度・基準に係る違反や不適正な事例に対しては、その場で監査に切り替え、厳正な処分と指導等を行った。また、苦情・事故・虐待等の緊急性の高い事例においては、速やかな監査を実施し、厳正な処分と指導等を行った。 平成25年度目標達成率=90%	(B)	B	不適正事項等を立証するための手続き等、遺漏なく推し進めていく必要があり、遺漏や不備により追求困難となってしまう事例もあったため、裏づけ調査等がより重要である。	25年度同様に不適正な事例を解決し、解消するため、適切なタイミングで指導監査を行う。

(4)介護サービスの質の向上			事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
					(24)	25		平成26年度
92	P96	①運営推進会議への取り組み	ア)引き続き、市職員や地域包括支援センター職員が運営推進会議に参加し、必要な助言や情報提供を行う。	<包括><施設> 運営推進会議参加 443回	(C)	C	・事業所によっては、会議内容が行事報告等に終始し、地域との交流や連携が不十分なところが見受けられる。	・運営推進会議のあり方について、事業者団体である県地域密着型サービス連絡協議会等と意見交換を実施していく。 (地域包括ケアにおける運営推進会議のあり方、地域密着型サービス事業者と地域包括支援センターの連携方法等)
			イ)地域密着型サービス以外の介護サービス事業所に対し、地域への情報発信や交流が活性化するように働きかける。	<包括> 未実施	(D)	D	・特養やデイサービスなどの介護事業者がどの程度、地域と関わりがあるのか、実態をつかめていない。	・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの見守りや生活支援など、地域による助け合い、支え合い体制(地域包括ケア)の構築にあたり、特別養護老人ホーム等(社会福祉法人)による地域連携のあり方について検討を行っていく。
				<施設> 地域密着型サービス以外の事業所に対しては、新規開設時の説明会において、既存施設については、運営推進会議のにおいて地域交流を促している(50%)。	(C)	C	運営推進会議において、地域との交流を促す。	運営推進会議や集団指導などの機会に地域交流を促す
93	P96	②介護相談員の派遣	ア)介護相談員を受け入れていない施設に対し、受け入れに向けた働きかけを行う。	【介護保険課】 平成24年度4事業所受け入れ開始(74→78)	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	今後も介護相談員を受け入れていない施設に対し、受け入れに向けた働きかけを行う。
			イ)介護相談員の研修を充実させる。	【介護保険課】 年3回連絡会にて研修を実施。	(A)	A	概ね目標どおりに業務を進めることができた。	今後も継続して年3回の研修を実施する。
94	P97	③事故報告の徹底	ア)介護サービス事業者に対し、市への事故報告書の提出を徹底する。	<施設> 要領を見直し、要綱を制定した。 新規開設時の説明会において、事故報告書の説明を行っている(80%)。 事故報告受理件数 560件	(B)	B	要綱に基づき、報告を指導していく。	事故報告書の提出について徹底するよう指導していく。
			イ)事業者自らが事故に対する詳細な検証を行い、具体的な再発防止策を講じるよう指導を徹底する。	<施設> 受理した事故報告書の再発防止策が不十分な場合は、対策の再検討及び書類の再提出を求めている。必要な場合は、現地において状況を確認した。(80%)	(B)	B	報告された事案についての傾向等を指導に活用する。	指導の継続。
			ウ)引き続き、提出された事故報告書から事故の傾向や発生原因を分析し、その結果を事業者へ情報提供し事故防止に向けた注意喚起を行う。	<施設> 集団指導において、傾向等を伝えた。	(C)	B	さらに分析及び情報提供方法の検討を行う。	分析、情報提供。

(続)(4)介護サービスの質の向上		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針
				(24)	25		平成26年度
95	P98	④介護支援専門員・ 介護職員の質の向上	【指導監査課】 下記の対応により適正なケアマネ業務の遂行のための周知・相談・指導等を実施。 ①ケアマネ連絡協議会主催研修会で講師 =1回(8/3(土))延べ約70名 ②定例の実地指導=61事業所(全107事業所) ③日々の相談 * 集団指導は26年度に実施(県・前橋市との共催) 25年度目標達成率=100%	(A)	A	ケアマネの質に差があり、いかに質の底上げを図るかが大きな課題である。やはりこまめな周知徹底及び指導が必要不可欠であると考える。	引き続き、研修会・集団指導・実地指導・相談の実施し、適正なケアマネ業務の遂行に向けた支援を行う。
			ア)介護支援専門員への研修会や相談支援のほか、介護支援専門員のネットワークづくりなどの支援に引き続き取り組む。 <包括> ・介護支援専門員研修会(2回) 7/16(参加者:194人)テーマ「最後まで目一杯生きる」 9/13(参加者:226人)テーマ「ケアマネと家族がチームを組んで利用者支援をするためには」 ・主任介護支援専門員研修(2回) 6/17(参加者:65人)テーマ「地域のケアマネジメントの質の向上のために～地域包括ケアと各事業所での取り組み～」 10/16(参加者:53人)テーマ「ケアマネジメントの質を評価するために～事例検討会の重要性を再確認する～」 ・地域の主任介護支援専門員と共同で進行するブロック別事例検討会、MSWとの情報、報告交換会等(4回)・大雪のため事例検討会中止(4回)	(B)	B	・年度目標にそって介護支援専門員(ケアマネ)向けの研修会(市主催)は実施できている。主任介護支援専門員研修では役割を自覚し自主的に企画、運営ができるまでの支援にはいたっていないが共同で進行をする第一歩を踏み出すことができた。ケアマネ同士のネットワークづくりはまだ不十分である。 ・ブロック別ではMSWとの情報交換会を開催することができ、お互いの実情を理解し共有ができた。	・地域の社会資源(インフォーマル)の活用や連携等に対する視点を踏まえ、支援困難や虐待の事例に対応できる研修会を実施していく。 ・地域ケア会議等を通じ、ケアマネ同士のネットワークづくり(圏域単位)について検討を行い、主任介護支援専門員が役割を理解し主体的に活動できるように地盤作りを支援し実施していく。 ・ブロック別事例検討会等も地域の主任ケアマネと共同で運営ができるように実施していく。 ・地域の介護支援専門員が自立支援に基づいて公正中立で適切なケアマネジメントができるよう支援をしていく。
			イ)介護職員のキャリアアップの取り組みが推進されるよう、実地指導などの機会を通じ、引き続き事業者に働きかける。 【指導監査課】 25年度介護保険事業所及び介護保険施設への実地指導の実施=424か所 処遇改善加算の算定要件のひとつにキャリアパス計画を策定し、推進しなければならないため、処遇改善加算を算定していない法人・事業所に対し、算定できる体制整備を周知してきた。 25年度目標達成率=95%	(B)	B	小規模の法人・事業所においては、ポストの問題等もあり、推進を図っていくことは難しい状況であるが、介護福祉士資格の取得については、今後介護報酬への影響もきたす恐れもあるため、多くの法人・事業所で前向きに取り組んでいる。	定期的に実施している実地指導を通じて、介護職員処遇改善加算を算定できる体制の整備を推進するよう指導を周知徹底する。
96	P98	⑤介護職員の人材確保	ア)介護職員の人材確保に向け、県介護人材確保対策室と連携を図る。	(D)	D	県との情報共有の機会を設定する必要がある。	県との情報共有。
			イ)実地指導などを通じ、職員が働きやすい環境を整えるよう介護サービス事業者に指導する。	(B)	B	上記④イ)に同じ	事業者に委ねるだけでなく、介護人材確保対策補助事業の活用を図り、市主催の就労支援説明会等を開催し、積極的な人材確保支援を行う。
			<施設> 老人福祉施設協議会の行う人材確保のための説明会に協力した。群馬県とは連携を図るまでには至っていない(0%)。	(C)	C	処遇改善加算の実績報告書の精査を行う。	関係書類の精査。

(続)(4)介護サービスの質の向上		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
97	P99	⑥苦情等解決体制の充実	ア)市ホームページに苦情相談窓口を掲載するなど、市に相談しやすい環境づくりを行う。	<施設> 未実施(0%)	(D)	D	苦情相談窓口は、介護サービスの利用者においては重要事項説明書等に連絡先が記載されているため、利用者はそちらを確認して相談している。	市に相談しやすい環境づくりを進めていく。
			イ)事業所内の苦情相談体制を整備するよう、事業者に対し引き続き指導を行う。	<施設> 新規事業所説明会、実地指導、または具体的な苦情相談を受けたときなど、機会を捉えて苦情相談体制について指導を行った。 【指導監査課】 25年度介護保険事業所及び介護保険施設への実地指導の実施(424か所)を通じて、苦情相談体制の整備を確認し、不備のある事業所・施設に指導を行う。 25年度目標達成率=100%	(一)	B	実地指導や苦情発生時など機会を捉えて随時指導を行う必要がある。	継続して指導していく。
			ウ)県・国民健康保険団体連合会と必要に応じた連携を行い、苦情や相談に適切に対応する。	<施設> 必要に応じて、連絡を取り合っ対応した。 【指導監査課】 所管課との連携を図り、県や国保連への協力体制を確保した。 25年度においては国保連からの苦情処理対応が4件発生している。 25年度目標達成率=100%	(一)	B	事故等による苦情については、必要に応じて県と連携を行い、適切に対応した。	定期的な実地指導を通じて、苦情相談に対する前向きな意識や姿勢を整備・確保するよう周知指導する。
					(A)	A	苦情に対する意識が低い事業所等が多いため、実地指導の中で強く周知を図る必要性あり。	県や国民健康保険団体連合会と連携を行う。
				(A)	A	県や国保連からの苦情・相談は比較的低く、直接市に寄せられる苦情・相談が殆どであるため、県や国保連からの苦情・相談が発生した際の庁内関係各課(介護保険課・長寿社会課・指導監査課)の連携体制を整備する必要性あり。	引き続き、被保険者(市民)の権利を守り、サービスの質を確保するため、県や国保連との連携体制を図る。	

【施策7】 特別養護老人ホーム等施設整備プラン…5事業

(1)特別養護老人ホーム等の施設整備計画		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
98	P100	①介護保険3施設等の整備計画	・緊急性が高い在宅待機者の解消に向け、特別養護老人ホームの整備を行う。	<施設> 公募により、地域密着型の特別養護老人ホーム58床の整備を図った。	(B)	B	大雪のため完成が遅れた。	87床の整備を図る。
99	P102	②認知症高齢者グループホーム	・圏域指定し、1事業所(9床)の整備を行う。	<施設> 公募により、第1圏域に、1事業所(9床)を整備した。	(B)	A	平成26年4月1日開設。	整備計画なし
100	P102	③特定施設	・既存の軽費老人ホームに30床分を混合型の特定施設として整備する。	<施設> 事業者の意向がないため、整備できなかった。	(D)	D	事業者の意向を見ながら、検討していく。	軽費老人ホーム入居者支援のための施策であるため、引き続き軽費老人ホームに限定し特定施設を認めていく。
(2)施設整備等に伴う目標設定		事業目標	平成25年度事業実施内容・実績及び (目標達成率%)	評価(A~D)		評価コメント(課題等)	今後の計画または方針	
				(24)	25		平成26年度	
101	P103	①重度者における施設入所の推進	施設利用者数の合計に対する要介護4・5の人の割合を70%以上に する。	<施設> 平成25年度末の割合:62.3%:3月末時点 (介護老人福祉施設:68.3%:3月末時点)	(D)	D	第6期の計画に向け、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定することについての周知をしていくことが必要。	特別養護老人ホームの重点化について周知
102	P103	②介護保険施設等のユニット化の推進	老健や特養のユニットの割合を平成26年度までに50%以上に する。	<施設> 新規の施設については、すべてユニット型による整備を図った。 介護3施設+地域密着型特養:24.9% 特養のみ:42.7%	(A)	A	公募による特養の整備により、ユニットの割合が増加しつつある。	平成24年度に基準条例を作成したが、利用者の負担なども考慮し、引き続き多床室も認めていくこととしており、計画で示した目標値(国の示した目標値)への達成は難しい状況である。